

第2次やまと男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現を目指して

大和市

第2次やまと男女共同参画プランの策定にあたって

男女共同参画社会の実現を目指して



現代社会は、少子高齢化の進展、人口の都市部への集中、働き方の多様化、経済のグローバル化などにより、家庭、地域、職場は、多様性に対応することが求められるようになっていきます。

加えて、わが国は、年少人口と生産年齢人口の減少が続き、老年人口割合が相対的に上昇し続けるという、他のどの国も経験したことのない人口減少社会を迎えることになると予測されています。

このような急激な変化に対応して、人々が心豊かに暮らせる社会を構築するためには、男女を問わず、市民一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かすことができる「男女共同参画社会の実現」が求められているのです。

こうした状況に対応するため、本市は、大和市第8次総合計画に掲げた基本目標のひとつである「市民の活力があふれるまち」を目指し、「男女共同参画が実感できている」という成果があげられるよう、「第2次やまと男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランの推進にあたっては、行政はもちろんですが市民、企業の皆様とともに力を合わせて、「男女共同参画社会の実現」を目指して、個々の施策を相互に連携して総合的に推進してまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、このプランの策定にあたりまして、ご尽力をいただいた「第2次やまと男女共同参画プラン策定委員会」の委員各位、また貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成24年3月

大和市長 **大木 哲**

目 次

I 第2次やまと男女共同参画プランについて	1
□ 背景	2
□ 策定の趣旨	2
□ プランの位置づけ	3
□ プランの期間	4
□ プランの基本目標等	4
(1) プランの構成	4
(2) プランの特徴	4
(3) プランの重点項目	5
□ 取組み方法等	7
□ プラン体系図	8
II プランの構成	10
○基本目標1 人権が尊重される社会づくり	12
個別目標1－(1) 性の尊重と重要性の浸透	12
個別目標1－(2) 生涯を通じた女性の健康支援	15
個別目標1－(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	16
個別目標1－(4) 人権意識の向上	18
○基本目標2 男女共同参画への意識づくり	21
個別目標2－(1) 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	21
個別目標2－(2) 男女平等を推進する教育の展開	23
○基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画づくり	26
個別目標3－(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	27
個別目標3－(2) ポジティブ・アクションの推進	28
○基本目標4 仕事と生活の調和づくり	30
個別目標4－(1) 仕事と家庭を両立するための環境整備	31
個別目標4－(2) 男女ともに子育てできる環境整備	34
○基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり	36
個別目標5－(1) 生活上の困難に直面する男女への支援	37
個別目標5－(2) 多文化共生の推進と環境づくり	39
個別目標5－(3) さまざまな主体による地域づくり	41
III 推進体制	43
IV 参考資料	45
□ 国際婦人年以後の男女共同参画のあゆみ	48
□ 男女共同参画社会基本法	53
□ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	58
□ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	70

I 第2次やまと
男女共同参画
プランについて

背景

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布、施行）の第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

その実現のため大和市では平成12年度に「やまと男女共同参画プラン」を策定し、平成13年度から平成23年度まで、個別事業の指針として用いてきました。この間平成22年12月に国の第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、新たな計画に基づいて男女共同参画への取組みが進められています。

また、男女共同参画社会基本法においては、地方公共団体の責務として、地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりの施策に取り組むことが求められています。

「第2次やまと男女共同参画プラン」はこのような状況に鑑みながら現行のプランを見直し、今後の大和市の男女共同参画を一層促進していくための基本的方針として策定しました。

策定の趣旨

国では、男女共同参画社会基本法に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現へ向け取組みを進めてきました。

しかしながら、国の男女共同参画実現に向けては、まだ道半ばという状況であり、国際連合の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関する委員会のわが国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、「政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組」、「女性に対する暴力に関する取組強化」等、多くの課題が指摘されています。

加えて、少子高齢化、核家族・ひとり親世帯・単身世帯の増加といった社会情勢等の変化により、育児や介護の負担の増加などのさまざまな課題が生じています。

特に女性は、「慣習や制度による生き方の制限」、「就労の分野での不利益」、「親しい人からの暴力被害」といった苦境に陥りやすいと考えられます。こうした問題を解決し、誰にとっても過ごしやすい生活環境を作ることこそが男女共同参画社会の実現に向け必要です。

平成21年度に大和市が実施した「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男女が平等である」という回答をしたのは回答者の22.4%（平成16年度調査では18.1%）にとどまっています。一方、「男性が優遇されている」と「どちらかと言えば男性が優遇されている」の合計は58.5%（平成16年度調査では66.0%）を占めています。

これらを考慮すると、大和市においても十分に男女共同参画が実感されているとは言えない状況です。

現行プランでは「男女平等を推進する教育の展開」や「啓発活動の推進」等を優先的意識改善課題として取り組んできましたが、このような状況を踏まえると、引き続き一人ひとりの男女共同参画への意

識を高めるための取組みを推進する必要があります。

プランの位置づけ

第8次総合計画に掲げられた基本目標の一つである「市民の活力があふれるまち」を目指すための計画として位置づけています。推進にあたっては、関連する大和市の他の個別計画と整合性を図ります。

基本目標7「市民の活力があふれるまち」

人々がお互いを認め合い尊重し合う中で、良好な人間関係が形成されることは、地域の活力を高めていくために非常に重要です。大和市には多くの外国人が居住しており、国籍を超えた活発な交流による相互理解を深めていくことも大切です。

さらに、市民一人ひとりが地域活動や市民活動に参加し、各々の力を出し合うことで、地域の活力が高まります。

大和市は、「健康創造都市」の実現に向けて、人と人とのつながりを広げ、さまざまな活動が行われる、市民の活力があふれるまちづくりを推進します。

個別目標7-1「互いに認め合う社会をつくる」

めざす成果「男女共同参画が実感できている」

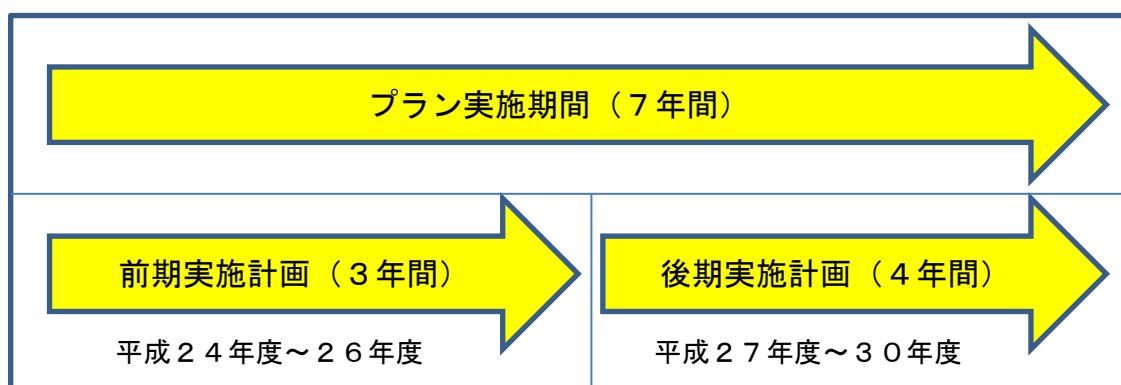
(第8次大和市総合計画より一部抜粋)



プランの期間

現行のプランは当初平成13年度から平成22年度までの10年間の計画でしたが、国の第3次男女共同参画基本計画が平成22年12月の閣議で決定されたため、新プランはこれを待って策定することとしました。そのため現行プランの期間は1年間延長され、平成23年度までとなっています。新プランの期間は大和市の第8次総合計画が平成30年度までの期間であるので、それに合わせて平成24年度から平成30年度までの7年間とします。

また、平成24年度から平成26年度までの3年間を前期、平成27年度から平成30年度までの4年間を後期として実施計画を策定します。なお、施策の実施に当たり、諸情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



プランの基本目標等

（1）プランの構成

現行のやまと男女共同参画プランでは「男女共同参画社会の形成をめざして」を目標とし、4つの主要課題を掲げていましたが、形成よりも進んだ「男女共同参画社会の実現」を目指す姿とし、この言葉を念頭に置いて大和市では個別の事業を展開していきます。

また、性の尊重やドメスティック・バイオレンス（以下DVと記述）防止など、人権を守るための取り組みの重要性を強調するため、人権に関する項目を新たに設定し、基本目標を5つに定めています（詳細は8ページの体系図）。

（2）プランの特徴

平成19年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が改正され、市町村への配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画を定める義務が明記されました。また、平成18年に男女雇用機会均等法が改正された際には、事業主に対し、職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置を義務付けることが明記されました。

他にも、近年では「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」や「イクメン（育児に積極的な男性）」という言葉がメディアで頻繁に取り上げられるようになるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大

きく変化してきています。

これらに対応するために、第2次やまと男女共同参画プランには次のような項目を新たに設定しています。

①人権に関する内容を主とする「人権が尊重される社会づくり」を新たに基本目標1として設定し、性の尊重、暴力の根絶及び虐待・ハラスメントの防止についての啓発に努めます。

②「仕事と生活の調和づくり」を基本目標4として設定し、男女ともに、仕事、子育て及び介護等の家庭生活、地域生活等のバランスをはかり、生涯を通じて充実した生活が送れるような環境整備を進めていきます。

(3) プランの重点項目

大和市では以下の個別目標に特に力を入れて事業を実施していきます。いずれもこれまでの市の取り組みで十分に達成できなかったもの、もしくは新たに取り組む必要があるものです。

①個別目標1－(3)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

内閣府男女共同参画局の発表によると、配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者からの暴力に関する相談件数は、発表を開始した平成14年度が35,943件（女性からの相談：35,797件、男性からの相談：146件）であるのに対して、平成22年度は77,334件（女性からの相談：76,613件、男性からの相談：721件）と8年間で倍増しています。相談件数の99%は、女性からの相談となっています。

そのため人権侵害である暴力行為の防止、及び被害者の支援体制の充実のための取り組みを行います。

また、この個別目標は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく大和市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画」としても位置づけます。

②個別目標2－(1)「社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

前述のとおり、平成21年度に大和市が実施した「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女の平等感について「男性が優遇されている」と「どちらかと言えば男性が優遇されている」という回答の合計が約6割を占めており、男女の平等意識が十分に達成できているとは言えない状況です。分野別にみると、「男女が平等である」という回答率が最も低かったのは「しきたりや慣習など」の15.2%となっています。

そこで、生活のあらゆる分野で性別役割分担意識を見直すことにより、性別にとらわれず個人が意欲的に仕事、家庭、地域での活動に取り組むことができるよう啓発していきます。

③個別目標3－(2)「ポジティブ・アクション(注1)の推進」

内閣府男女共同参画局の発表によると、平成22年時点で指導的地位に占める女性の割合は非常に低く、都道府県議会議員、民間企業の課長相当職以上、高等学校の教頭以上といった地位に占める女性の割合はいずれも10%を下回っています。そこで国では「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」を平成22年12月に閣議決定し、ポジティブ・アクションを推進しています。

女性の参画度合いを測る大和市の指標としては、審議会等における女性委員の割合が平成23年度4月で24.7%となっています。また、大和市職員(一般行政職)の女性管理・監督職の割合は、平成18年度から直近の平成22年度までの実績値の平均が9.9%となっています。いずれの結果も国同様、十分とは言えない状況です。

そこで、ポジティブ・アクションに関する個別目標を設定し、その中で方針「就労分野における女性登用の拡大」を掲げます。これに基づき情報提供や啓発を進め、市役所における女性職員の管理監督職への登用の割合を、国の目標に準ずる30%に設定して取り組んでいきます。また、自治会、消防団、PTA等において、主要役員等への女性比率の「ゼロをなくす運動」を展開するよう各団体に要請していきます。

④個別目標4－(1)「仕事と家庭を両立するための環境整備」

平成21年度に大和市が実施した「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」では、家事・育児・介護の役割について「男性も積極的に協力する」と「男女が対等に協力し合っている」という回答の合計が全体で87.0%(男性:83.5%、女性:89.5%)となっています。

一方で、平日に家事・育児・介護にどのくらい携わっているかという問いに対しては、男性は最も多い回答が「30分未満」で28.9%、次いで「30分～1時間未満」が26.9%となっています。これは女性の最も多い回答が「1時間～3時間未満」で31.4%、次いで「3時間～5時間未満」が25.0%であるのと大きく異なります。

専業主婦(主夫)という生き方を選択する人は女性の方が男性よりも多いことを考慮すると、単純に比較はできませんが、概して男性の家事への参加が進んでいないと捉えることができます。

この状況を改善するために、男女ともに、仕事、子育て及び介護等の家庭生活、地域生活等のバランスをはかり、生涯を通じて充実した生活が送れるような環境整備を進めていきます。

⑤個別目標5－(3)「さまざまな主体による地域づくり」

職場や家庭での生活はもちろん、地域での生活においても、男女が主体的に参加することが求められます。内閣府が平成23年3月に実施した「平成22年度国民生活選好度調査」によると、ボランティアやNPO活動、市民活動等について、参加したことがある人は21.5%となっています。さらに今後の活動参加について「今後は参加したい」、「今後はもっと活動を増やしたい」という回答がそれぞれ32.7%と13.8%となっており、「今後は活動を減らしたい」、「参加したくない」がそれぞれ4.9%と17.0%となっていることと比較すると、地域活動への参加意欲が高まっていると考えられます。

大和市でも、第8次総合計画の策定の際、「お互いに助け合う地域の関係ができていく」という成果

(注1) ポジティブ・アクション(positive action): 男女共同参画のための積極的改善措置

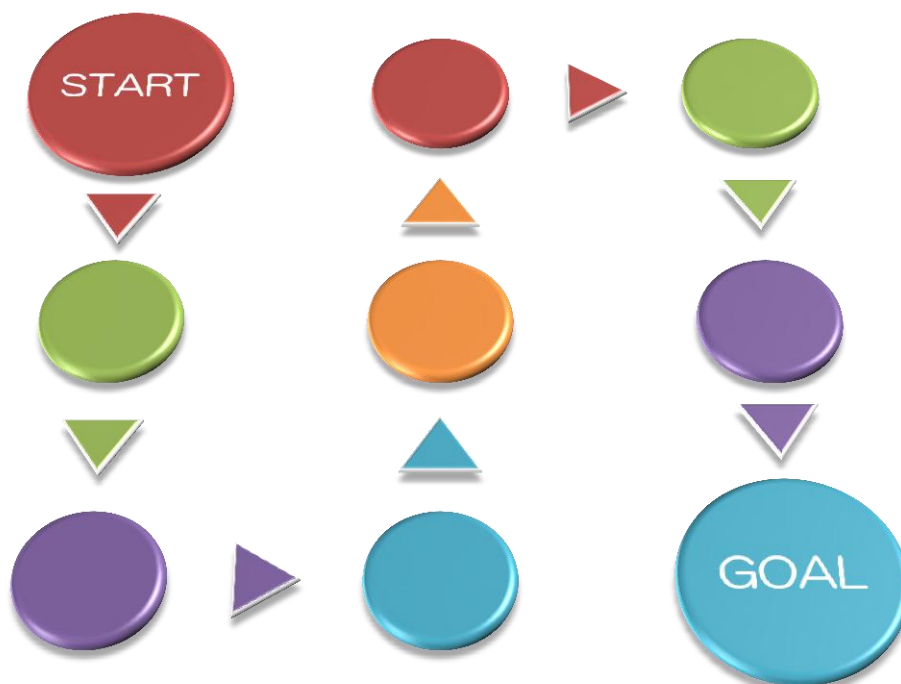
の達成度を測る指標として「地域に支え合う人のつながりがあると思う市民の割合」を意識調査で測定しました。結果は平成20年度で36.6%となっていますが、市民の意識を高めていくため、目標値を平成23年度は40.0%、平成26年度は43.0%とそれぞれ定めています。

これらを踏まえ、行政と市民、NPO及び企業等とのネットワークづくりを推進し、各世代の男女がそれぞれの得意分野に関する知識や能力を活かして、育児をする人が情報を交換する場や、子どもから高齢者まで異なる世代の市民が交流できる行事の充実等に参画できる環境づくりを推進します。

取組み方法等

第2次やまと男女共同参画プランについて実施計画を策定し、方針に基づく事業や、成果の達成度を測るための指標を作成します。その実施計画に従って各事業主管課が事業を実施していきます。

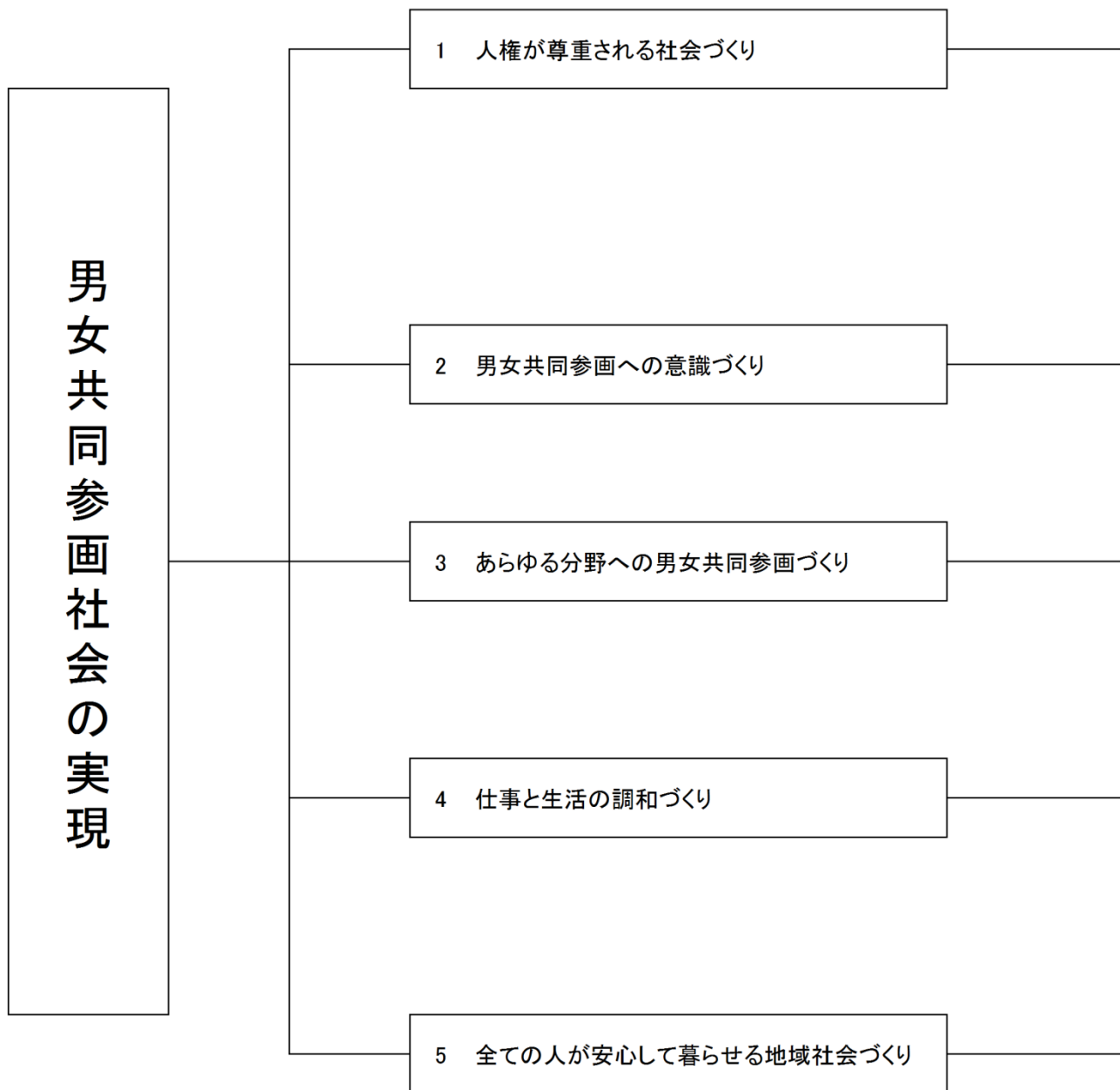
また、男女共同参画の取組みは多岐の分野にわたるため、市民参加を図り、多様な意見を聞きながら推進する必要があります。そのため、男女共同参画懇話会を立ち上げ、成果の達成度を計るための指標に従ってプランの適切な進行管理を行います。



プラン体系図

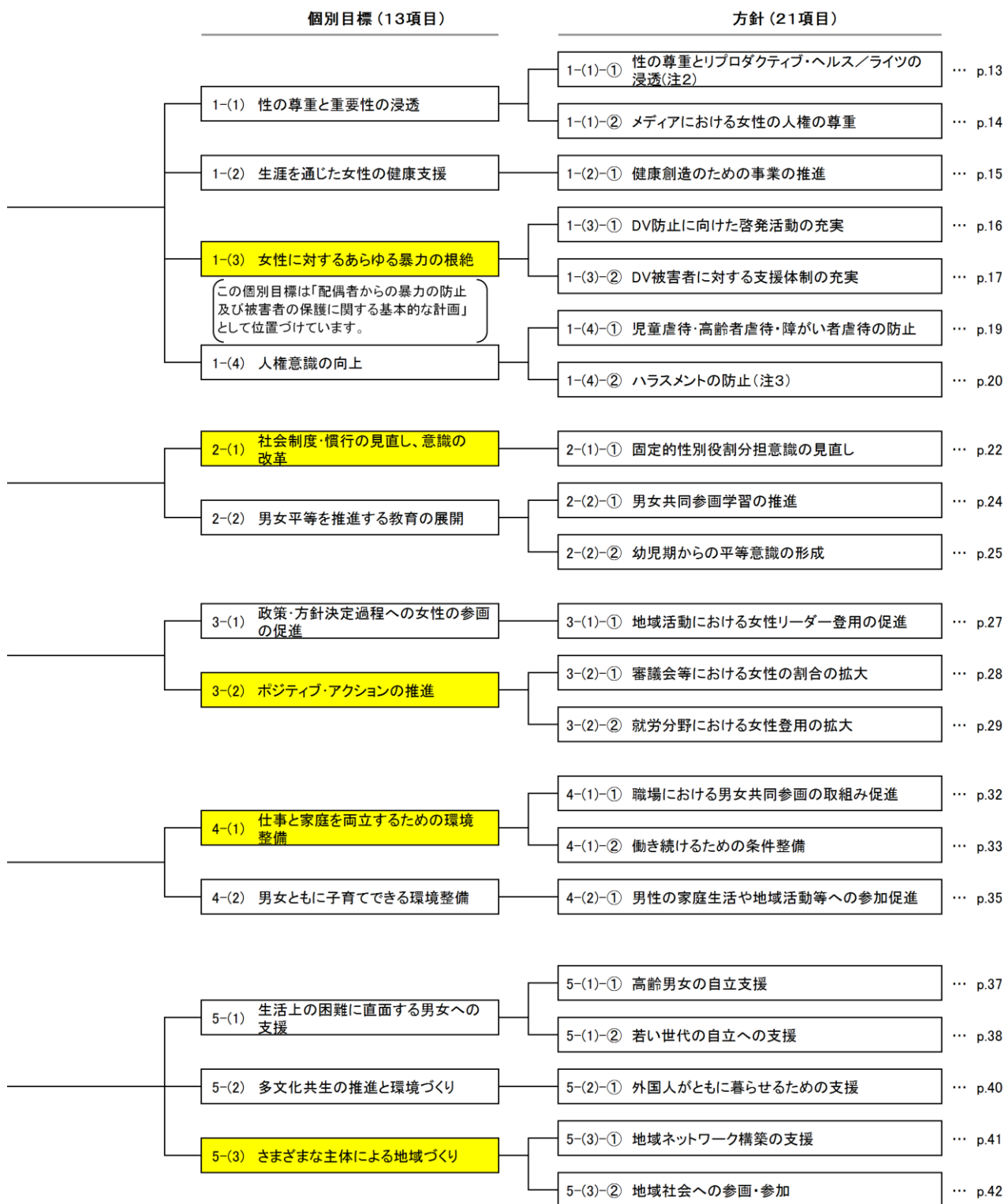
目指す姿

基本目標(5項目)



I 第2次やまと男女共同参画プランについて

※色のついた枠内の項目は、市で特に力を入れて取り組む重点項目と位置づけています。



(注2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(reproductive health/rights)：性と生殖に関する健康・権利。個人、特に女性の健康の自己決定権を保証する考え方。

(注3) ハラスメント(harassment)：他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりすること。

Ⅱ プランの構成

○基本目標 1 人権が尊重される社会づくり

- 個別目標 1－(1) 性の尊重と重要性の浸透
 - 方針 1－(1)－① 性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透
 - 方針 1－(1)－② メディアにおける女性の人権の尊重
- 個別目標 1－(2) 生涯を通じた女性の健康支援
 - 方針 1－(2)－① 健康創造のための事業の推進
- 個別目標 1－(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 方針 1－(3)－① DV防止に向けた啓発活動の充実
 - 方針 1－(3)－② DV被害者に対する支援体制の充実
- 個別目標 1－(4) 人権意識の向上
 - 方針 1－(4)－① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の防止
 - 方針 1－(4)－② ハラスメントの防止

○基本目標 2 男女共同参画への意識づくり

- 個別目標 2－(1) 社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - 方針 2－(1)－① 固定的性別役割分担意識の見直し
- 個別目標 2－(2) 男女平等を推進する教育の展開
 - 方針 2－(2)－① 男女共同参画学習の推進
 - 方針 2－(2)－② 幼児期からの平等意識の形成

○基本目標 3 あらゆる分野への男女共同参画づくり

- 個別目標 3－(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - 方針 3－(1)－① 地域活動における女性リーダー登用の促進
- 個別目標 3－(2) ポジティブ・アクションの推進
 - 方針 3－(2)－① 審議会等における女性の割合の拡大
 - 方針 3－(2)－② 就労分野における女性登用の拡大

○基本目標 4 仕事と生活の調和づくり

- 個別目標 4－(1) 仕事と家庭を両立するための環境整備
 - 方針 4－(1)－① 職場における男女共同参画の取組み促進
 - 方針 4－(1)－② 働き続けるための条件整備
- 個別目標 4－(2) 男女ともに子育てできる環境整備
 - 方針 4－(2)－① 男性の家庭生活や地域活動等への参加促進

○基本目標 5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

- 個別目標 5－(1) 生活上の困難に直面する男女への支援
 - 方針 5－(1)－① 高齢男女の自立支援
 - 方針 5－(1)－② 若い世代の自立への支援
- 個別目標 5－(2) 多文化共生の推進と環境づくり
 - 方針 5－(2)－① 外国人がともに暮らせるための支援
- 個別目標 5－(3) さまざまな主体による地域づくり
 - 方針 5－(3)－① 地域ネットワーク構築の支援
 - 方針 5－(3)－② 地域社会への参画・参加

基本目標 1 人権が尊重される社会づくり

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の施行により、人権尊重の思想は広く国民に浸透してきました。

大和市においても、平成18年3月に「大和市人権指針」を策定し、「すべての市民が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う『わがまち大和』の実現を目指している」(注4) ところです。

しかしながら、現実には、暴力、いじめ、差別等さまざまな人権問題が日常的に起きています。また、国際化、少子高齢化、情報化などの急激な社会情勢等の変化にともない、「女性に対する暴力」、「性的いやがらせ」、「メディアにおける過剰な性・暴力表現」等、男女共同参画社会の実現のため、解消しなければならない個別の人権課題も解決されていません。

このような状況を踏まえて、大和市では、男女の人権を尊重し、人間の尊厳にかかわる性の尊重と重要性の浸透や生涯を通じた女性の健康支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶と虐待やハラスメントの防止に向けた人権意識の向上を図ります。

個別目標 1 - (1) 性の尊重と重要性の浸透

互いの性差を理解し、人権を尊重しながら、相手に思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成にとっての前提です。

性は人間の尊厳に関わるもので、生命の尊厳や性の尊重に対する理解とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の概念の浸透を図る必要があります。

メディアにおける過剰な性・暴力表現には人権侵害となるものもあり得ます。特に女性や子どもは男性に比べて性的側面だけの強調や暴力行為の対象として扱われやすいことが指摘されています。大和市では、男女共同参画の視点に沿った情報提供を行うとともに、メディア関係者が、自主的に、人権尊重に向けて取組みを推進するよう働きかけます。

(注4) 出典：大和市人権指針 「基本理念」

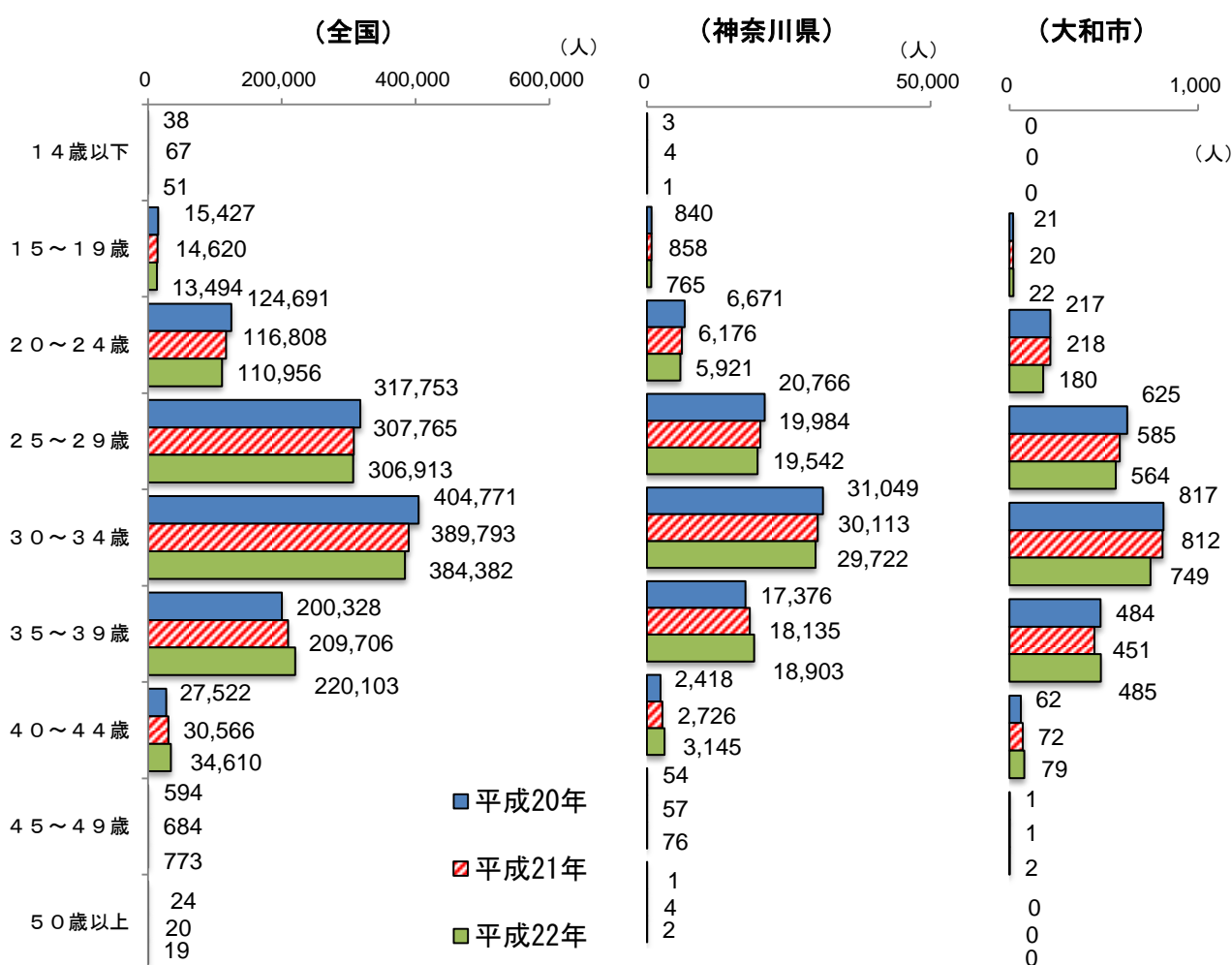
(注5) メディア・リテラシー(media literacy)：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

方針1-(1)-① 性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透

<施策の方向>

- ア. 人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権として捉える意識づくりのため、学習機会の充実に努めます。
- イ. 学校や地域において性に関する学習の機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念に関する知識の普及に努めます。
- ウ. 性に関する相談体制を実施します。
- エ. 男女が互いの性差を正しく理解した上で、性の尊重や母性機能の重要性などを認識できるよう、啓発活動を展開します。
- オ. セクシュアル・マイノリティ（注6）への理解を促進するための啓発に努めます。

母親の年齢別にみた出生数の推移（全国・神奈川県・大和市）



平成22年人口動態統計月報年計（概数）の概況 厚生労働省
及び 神奈川県衛生統計年報統計表 神奈川県

(注6) セクシュアル・マイノリティ (sexual minority) : 性的少数派 (同性愛、両性愛、性同一性障害などが含まれると考えられている)。

方針1-(1)-② メディアにおける女性の人権の尊重

<施策の方向>

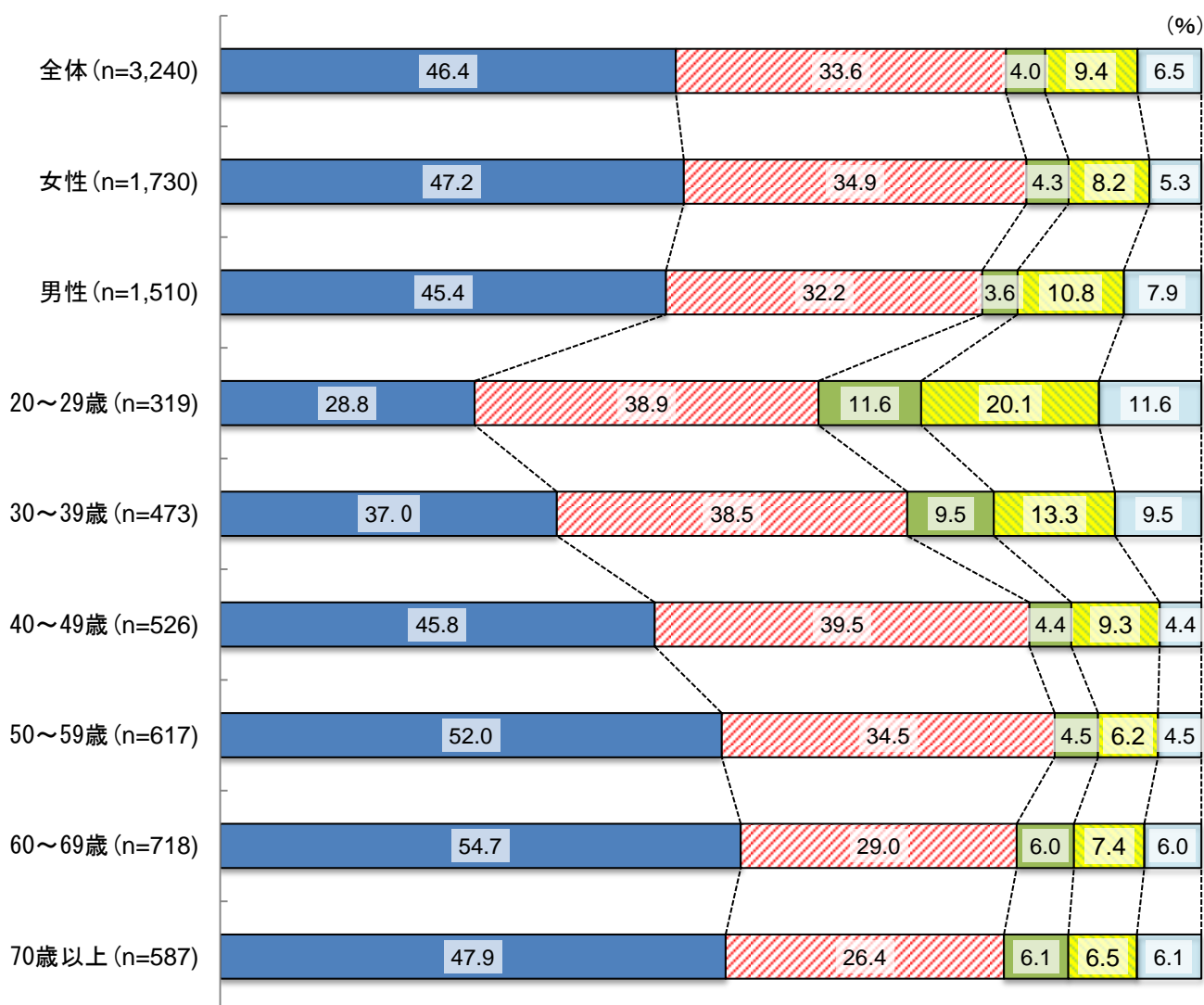
ア. 市で刊行物やホームページを作成する際、男女共同参画の視点に沿った望ましい表現へ配慮します。

イ. 情報を発信するメディアに対し、男女共同参画の視点に沿った望ましい表現へ配慮するよう働きかけます。

ウ. メディアの情報を受け手が男女共同参画の視点に立って読み解く力の向上のため、啓発活動を実施します。

メディアにおける性・暴力表現に問題があるか（全国）

■ そう思う □ どちらかといえばそう思う ■ 分からない ■ どちらかといえばそう思わない □ そう思わない



(男女共同参画社会に関する世論調査 平成21年 内閣府)

個別目標 1－(2) 生涯を通じた女性の健康支援

誰もが、主体的に行動し、生涯を通じて自立した生活を送るためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することが必要です。男女がその健康状態に応じて適切に健康管理を行うことができるようにするための健康教育、普及啓発、検診体制等を推進します。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階を健康的に過ごすための対策を推進します。

方針 1－(2)－① 健康創造のための事業の推進

＜施策の方向＞

ア. 乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識を普及し啓発に努めます。

イ. 健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために各年代に応じた検診体制を充実させます。

ウ. 男女がからだと性について互いに尊重し、責任ある行動がとれるよう学校において、健康教育を行います。

エ. HIV・エイズ、性感染症に対して感染を予防し、患者と感染者への理解を深めるための啓発を県と連携して行います。

オ. 生涯を通じた健康づくりを推進するため、女性特有の病気の検診体制を充実させ、早期発見に努めます。

カ. 妊婦が安心して子どもを産むことのできる支援を行います。

キ. 健康づくりのためのスポーツ活動などを積極的に推進するとともに、個人個人の体力、年齢などに即した無理のないスポーツ活動を行うことができるよう努めます。

「健康都市 やまと」宣言

健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。

都市で生活するわたしたち市民が、生き生きと暮らすためには、保健、福祉、医療などを通じて「人の健康」を守るとともに、安全で快適な都市環境が整う「まちの健康」、人と人とのあたたかな関係に支えられる「社会の健康」を育てていくことが重要です。

大和市は、市民一人ひとりの健康な生活の実現に向けた取り組みを進め、「健康都市」を目指すことを宣言します。

平成21年2月1日

個別目標1－(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する基本的な計画)

配偶者や恋人等からの暴力についての相談件数は年々増加しており、その内容も深刻化してきています。また、内閣府の調査によると、結婚経験のある女性のうち3人に1人は、配偶者から、身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかの被害経験がある、との結果も出ています(注7)。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。人生を豊かに生きる権利を侵害し、弱い立場にある人を支配しようとする行為であり、特に女性が暴力の被害を受ける場合が多く、肉体的・精神的に苦しんでいます。

女性に対する暴力は、現代社会が抱える大きな問題だという認識を徹底し、根絶のための取組みと被害者の立場を考慮したきめ細かい支援体制の充実に努めます。

方針1－(3)－① DV防止に向けた啓発活動の充実

<施策の方向>

ア. DVは犯罪という認識に立ち、関係資料を収集し、情報の提供に努めます。

イ. DVやハラスメント等の問題について理解と認識を深めるための講演会等を開催するほか、啓発資料の作成を行います。

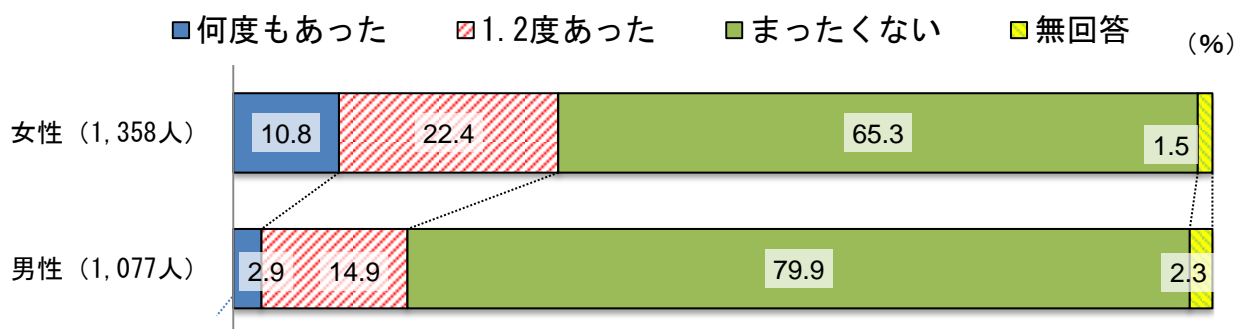
ウ. 市民の意識やその変化を的確に把握するため、定期的に調査を実施し研究・分析を行います。

エ. 職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。

オ. 「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」等が雇用する側と働く側に周知されるよう啓発と広報活動に努めます。

カ. 学校及び若年層へのデートDV防止への理解を深めるための取組みを実施します。

配偶者から暴力を受けた経験の有無(全国)



(男女間における暴力に関する調査 平成20年 内閣府)

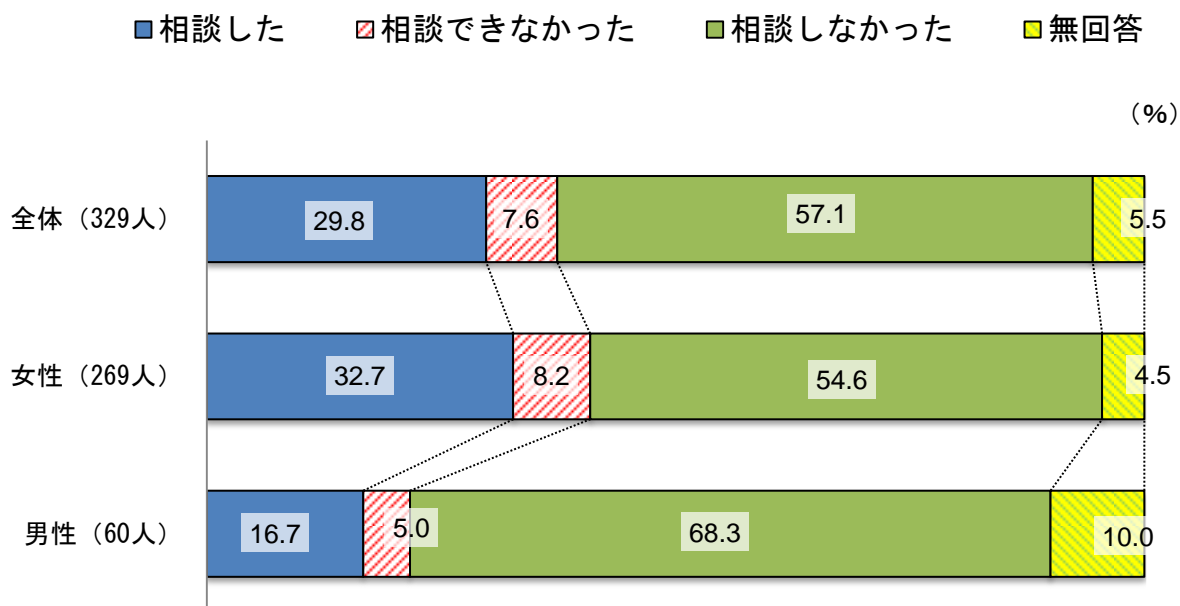
(注7) 出典：内閣府男女共同参画局 「男女間における暴力に関する調査」平成21年3月

方針 1 - (3) - ② DV被害者に対する支援体制の充実

<施策の方向>

- ア. DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携して、迅速に保護します。
- イ. DV被害者の状況に応じて、心身のケア、各種支援制度に関する情報提供、経済的支援や就労支援など、自立へ向けての支援策を充実させます。
- ウ. DV被害者支援対応マニュアルの作成並びに関係機関のネットワーク会議を定期的を開催し、連携の強化を図ります。
- エ. 相談員及び職員の資質向上のための研修制度、相談体制の強化を図るほか、被害者のプライバシーの保護に細心の注意を払いつつ安心して相談できる環境を整備します。

配偶者やパートナーからのDV被害の相談経験（大和市）



(大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市)

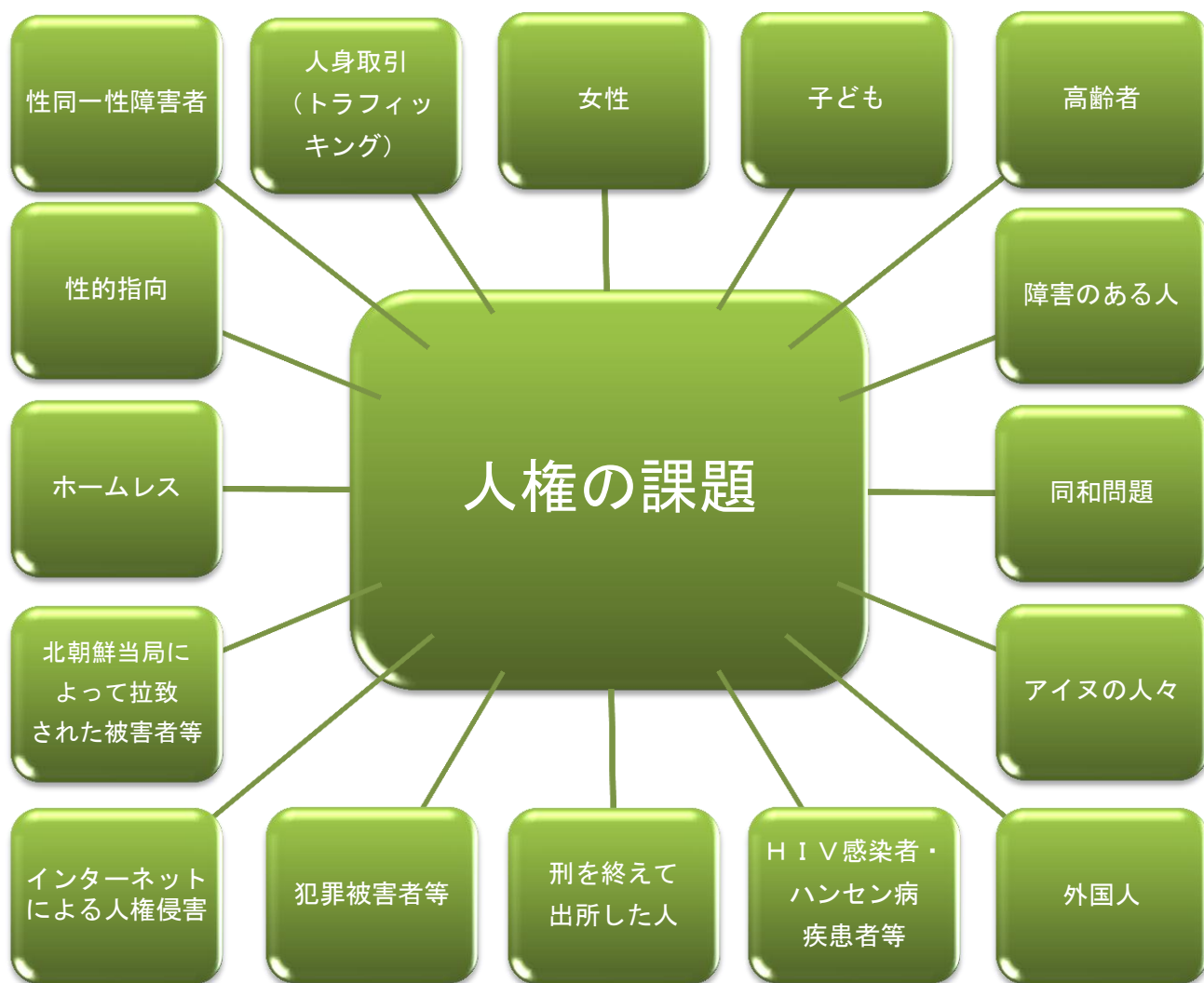
個別目標1－(4) 人権意識の向上

人は、一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在です。故に、すべての市民が、互いにそれぞれの価値観を尊重し、各人が個性を発揮できる社会が求められます。

子ども、高齢者、障がいのある人、外国人市民等、さまざまな立場の人々に対して、人権に配慮した取組みや支援が必要です。

このような課題に取り組む基本姿勢として、すべての市民がお互いを思いやり、自分らしく生きるためには差別や人権侵害があってはならないという人権意識の向上を図ります。

取組が求められる主な人権の課題



(人権の擁護 平成23年度版 内閣府)

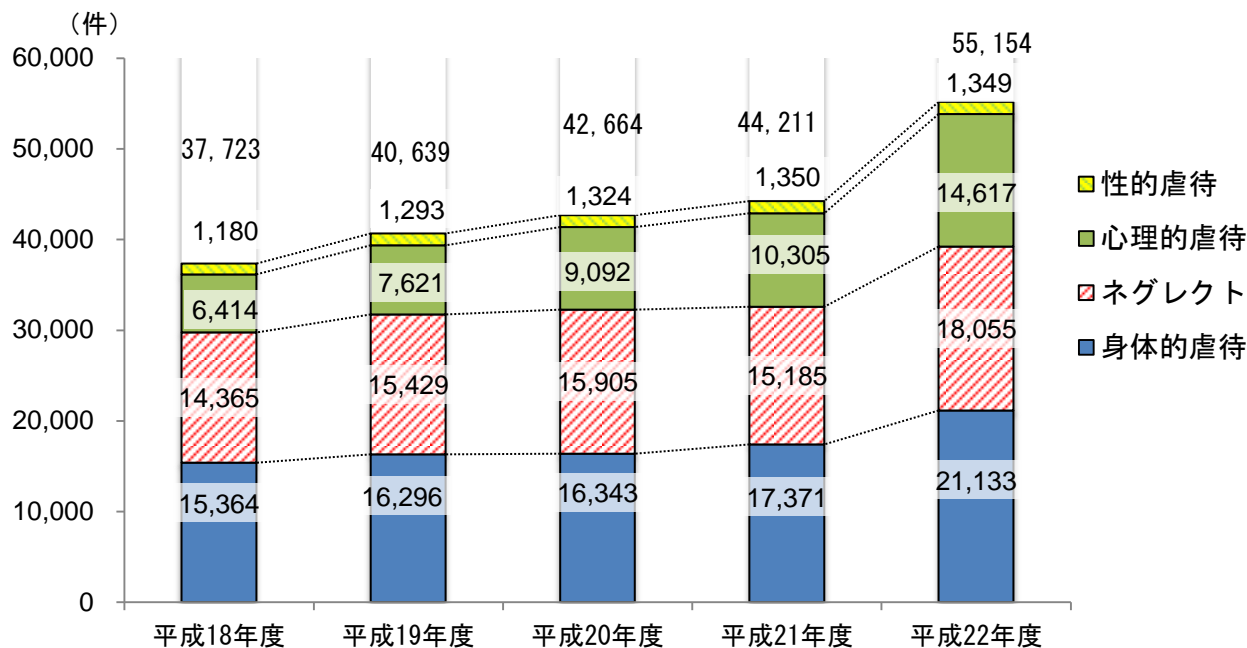
方針1-(4)-① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の防止

<施策の方向>

ア. あらゆる虐待を防止するための啓発を行うとともに、防止に向けた取り組みを促進します。

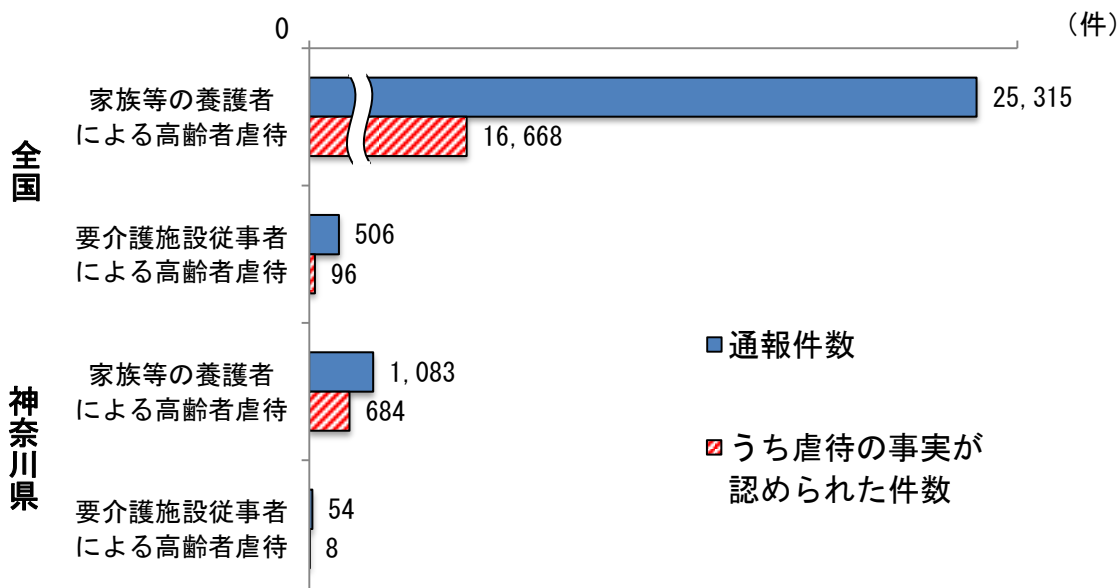
イ. 虐待の実態を把握し、迅速で適切な対応を取ることができるよう、被害者に対する相談、保護、救済制度の取り組みを充実させます。

児童相談所における 児童虐待の相談対応件数の推移 (全国)



(平成22年度福祉行政報告例結果の概況 厚生労働省)

加害者別 高齢者虐待の相談・通報件数 (全国・神奈川県)



(平成22年度における県内の高齢者虐待の状況について 神奈川県)

方針1-(4)-② ハラスメントの防止

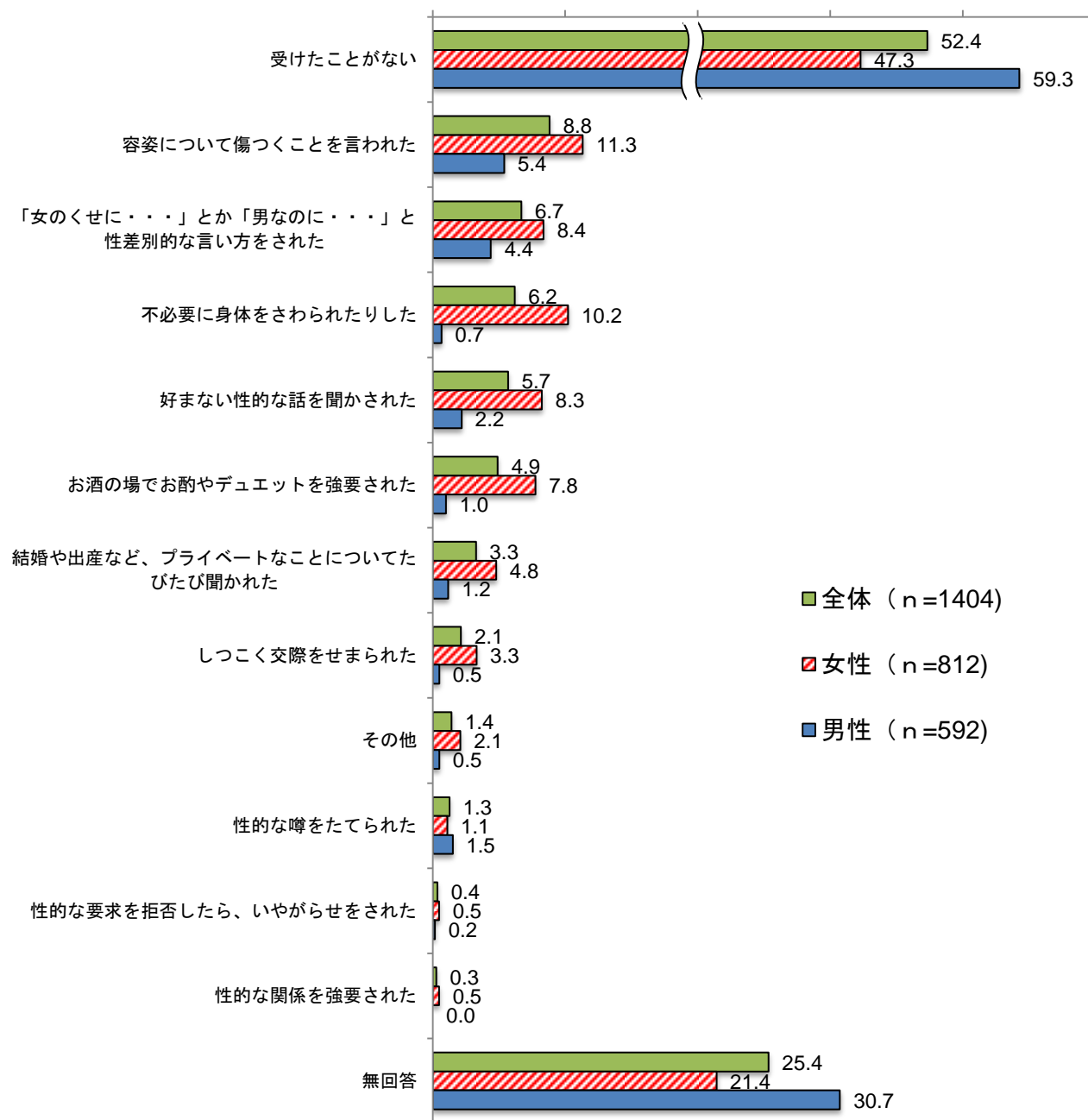
<施策の方向>

ア. (再掲) DVやハラスメント等の問題について理解と認識を深めるための講演会等の開催するほか、啓発資料の作成を行います。

イ. (再掲) 職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。

ウ. 「男女雇用機会均等法」及び「男女共同参画社会基本法」等が雇用する側と働く側に周知されるよう啓発と広報活動に努めます。

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験(大和市) (複数回答) (%)



(大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市)

基本目標2 男女共同参画への意識づくり

社会における個人の生き方や活動が多様化している中、従来の価値観に基づいた制度や慣行では、現代社会のさまざまな課題に適切に対応することが難しくなっています。

男女ともに個人のライフスタイルに応じて、柔軟な選択ができるような社会制度や、慣行の見直しを進めることが必要となっているのです。

社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画の視点に立った意識改革及び男女平等の認識が形成されるような啓発や教育を展開します。

個別目標2－(1) 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

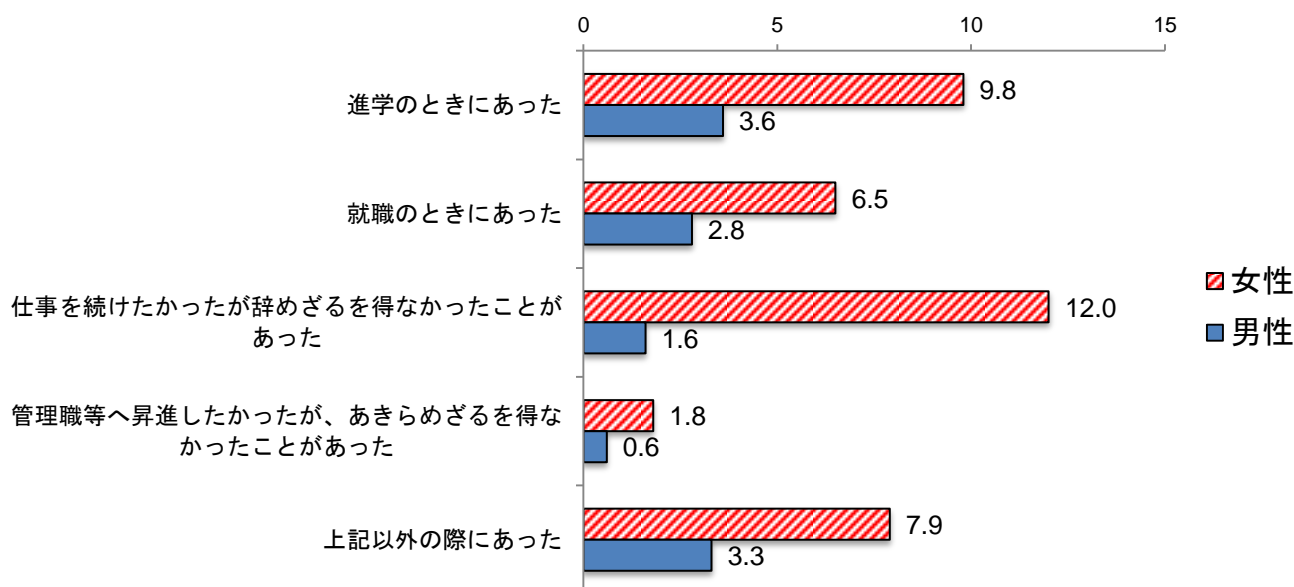
家族形態の変化やライフスタイルの多様化に伴い、男性が主に働くことを前提とした世帯単位から個人単位への制度の見直しや、職場、家庭、地域等さまざまな場における慣行の見直しが必要とされています。

そのためには、男女がともに家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加することが求められます。

男女がともに仕事、家庭及び地域における責任を担う社会の構築を図るために、個人の意識改革を行う啓発を進めます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」、「男子生徒は理系、女子生徒は文系を選ぶべき」といった、男女間の固定的な先入観を理由に、自分の希望とは違う選択をせざるを得なかったことがありますか。(全国)

(%)



(男女のライフスタイルに関する意識調査 平成21年 内閣府)

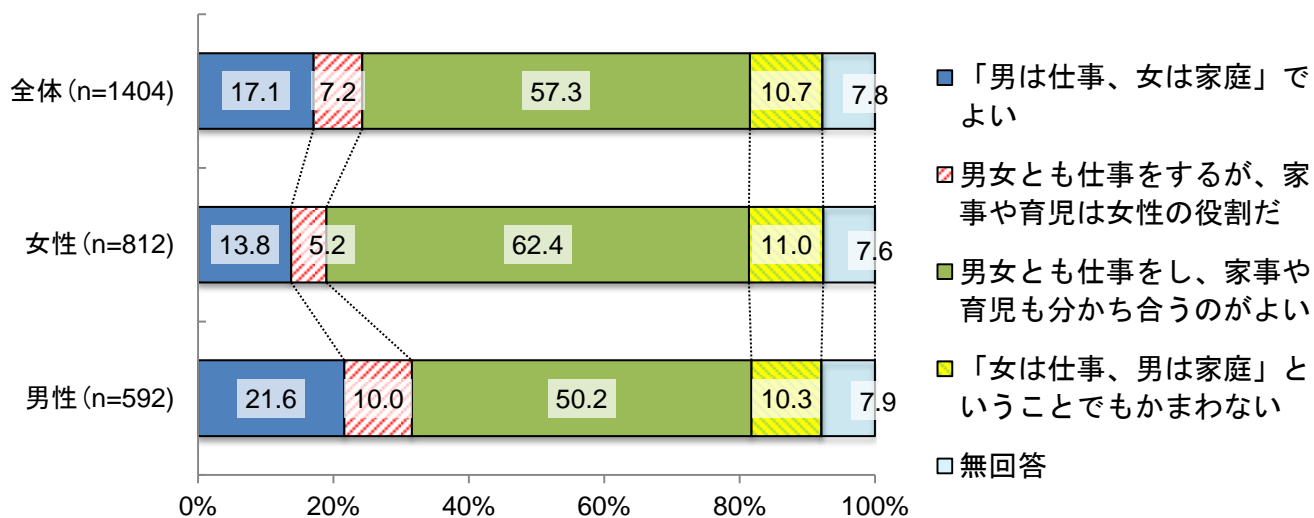
方針2-(1)-① 固定的性別役割分担意識の見直し

<施策の方向>

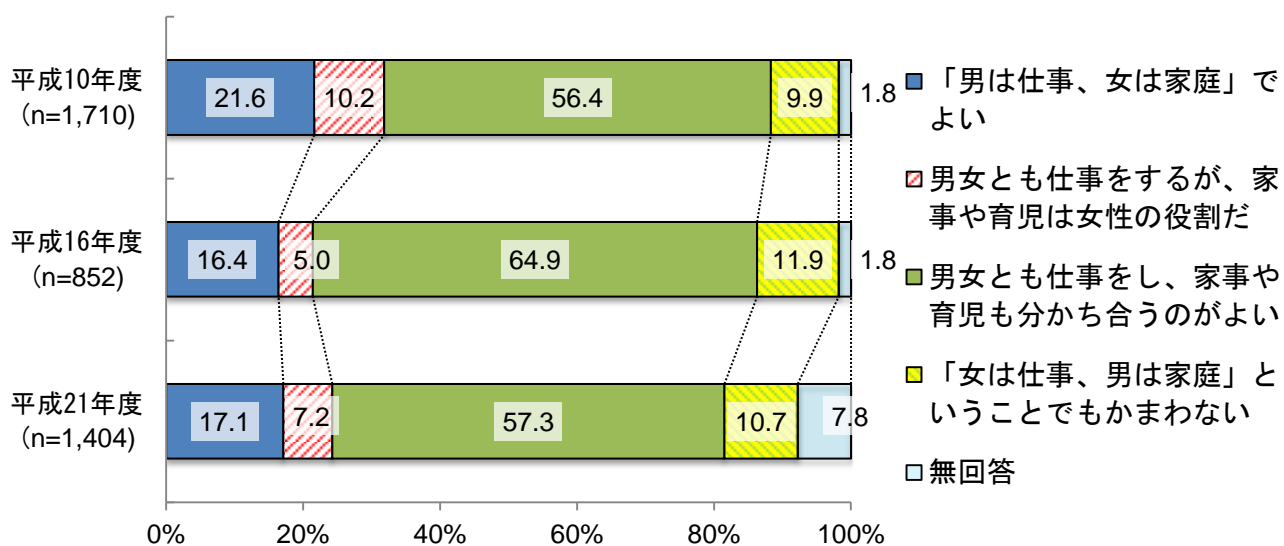
ア. 家庭・地域・学校・職場等のあらゆる分野において性別役割分担意識を見直し、教育機関・行政・企業・関連団体等が連携し啓発を進めます。

イ. 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの人生を主体的に考えることができるように、個性や能力を生かす職業観や生活観を育む教育の推進に努めます。

男女別 「男は仕事、女は家庭」という考え（大和市）



年次推移 「男は仕事、女は家庭」という考え（大和市）



(いずれも大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市)

個別目標 2 - (2) 男女平等を推進する教育の展開

次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように、育っていくことが大切であり、子どものころから男女共同参画の考え方や将来を見通した自己形成ができるように取り組みます。

幼児期から男女共同参画についての理解を促進するために、学校、家庭、地域、職場などが相互に連携し、男女平等を推進する教育の充実を図ります。

男女共同参画を推進し多様な選択を

可能にする教育・学習の充実

平成22年12月に閣議決定された国の第3次男女共同参画基本計画では、15分野にのぼる重点分野の第11分野「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」において「基本的考え方」を以下のように述べています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

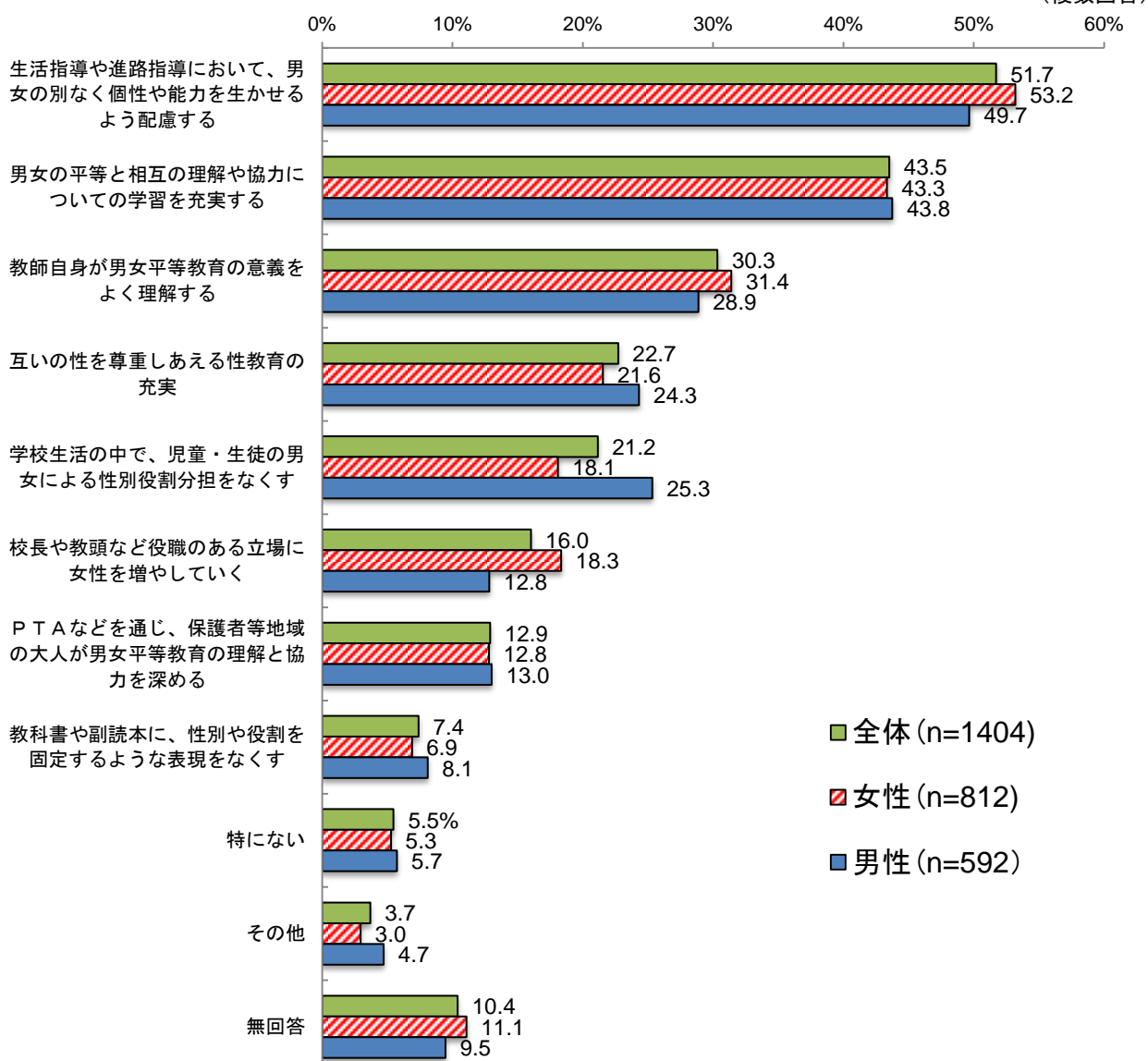
また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

方針2-(2)-① 男女共同参画学習の推進

<施策の方向>

- ア. 児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。
- イ. 豊かな人格形成を目的とし、人間尊重・男女平等の精神に基づいた性教育の推進に努めます
- ウ. 性別にとらわれないキャリア教育を推進し、能力や適正を生かした進路指導や職業教育の充実を図ります。
- エ. 教育関係者に対して男女共同参画社会の形成への理解を図るための研修を促進します。
- オ. 自立して主体的な生活を営むために、家庭のあり方や家族の人間関係など今日の課題を考慮した教育の充実に努めます。
- カ. (再掲) 男女がからだと性について互いに尊重し、責任ある行動がとれるよう学校や地域における健康教育と多様な相談体制を充実します。

教育の場で男女平等意識を図るために重要なことは何か (大和市) (複数回答)



(大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市)

方針2-(2)-② 幼児期からの平等意識の形成

<施策の方向>

ア. 幼児の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。

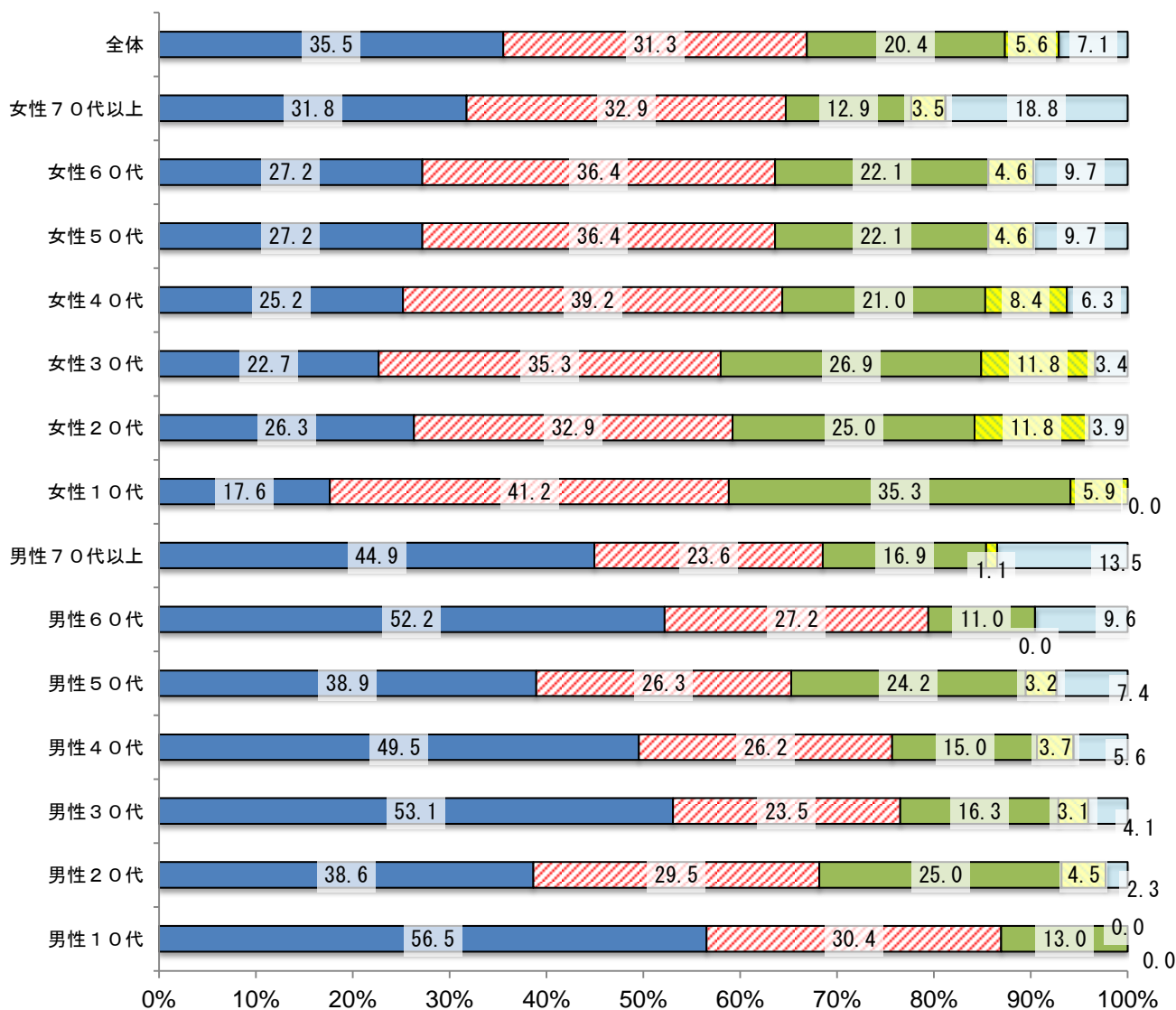
イ. 生涯を通じた男女平等教育の初期段階として、保育所・幼稚園において、子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な分担意識を植え付けないよう配慮します。

ウ. 保育所・幼稚園に対し、平等意識形成のための出前講座を実施します。

エ. 幼児期の子どもを持つ親に対し、男女平等意識に対する意識の啓発に努めます。

男子・女子の育て方について（大和市/性別・年代別）

- 男子は男らしく、女子は女らしく育てたほうがよい
- ▨ 「男子」とか「女子」とか意識せず、区別なく育てたほうがよい
- 子どもの育て方について特に男女の意識をしたことはない
- その他
- 無回答



（大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市）

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画づくり

社会の構成員の半数を占める女性は、政治、経済、社会などの多くの分野の活動を担っていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、大きな課題となっています。多様な意思を政策・方針決定過程に反映するためにも女性の参画拡大が必要です。審議会や就労分野等における女性が参画する割合を拡大するためにポジティブ・アクションを推進します。

2020年30%の目標

内閣府の男女共同参画推進会議では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」を設定しています（平成15年6月男女共同参画推進本部決定、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定））。

※「指導的地位」の定義：①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当（平成19年男女共同参画会議決定）

第3次男女共同参画基本計画に基づく、
指導的地位における女性の割合の具体的目標（一部抜粋）

項目	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.7%（平成21年）	30%（平成32年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	22.9%（平成22年）	30%（平成32年）
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2%（平成21年）	40%以上、60%以下 （平成32年）
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	28.4%（平成21年）	30%（平成27年）
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	23.3%（平成21年）	30%（平成27年）
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5%（平成21年）	10%程度（平成27年）

（「2020年30%」の目標の実現に向けて 平成23年 内閣府）

個別目標3－(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

近年、さまざまな場面へ女性が参画し、活躍していますが、政策・方針決定過程への参画が少ない状況はいまなお改善されていません。施策の対象や影響を受ける者の半分は女性であることから、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。

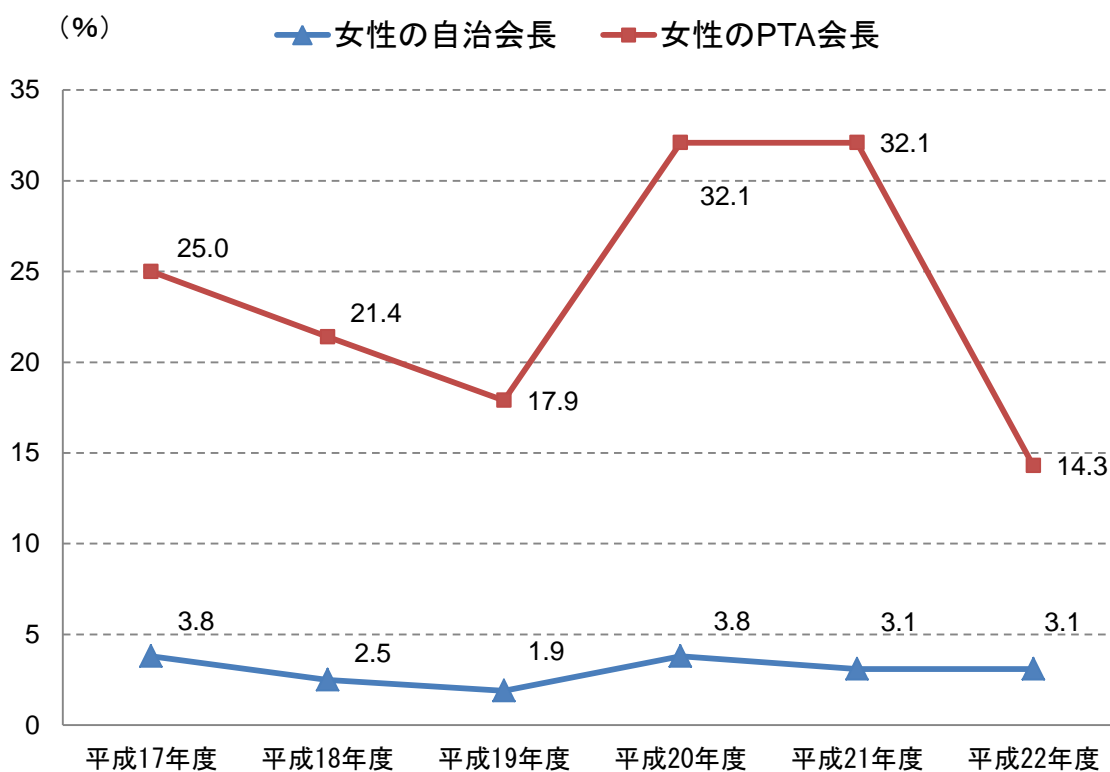
自治会、消防団、PTA等の各種団体及び組織等において、女性の能力発揮がそれぞれの活性化に不可欠であるという意識啓発をさらに進め、主要役員等への女性比率の「ゼロをなくす運動」を展開するよう各団体に要請するなど、女性リーダー登用の促進を図ります。

方針3－(1)－① 地域活動における女性リーダー登用の促進

<施策の方向>

- ア. 女性が役員等、意思決定の場に参画する際に、障害となる状況を取り除き、女性の積極的な参画と女性が参画しやすい土壌づくりの支援を行います。
- イ. 自治会・消防団・商工会議所・社会福祉協議会、PTA等の各団体に対して、主要役員等への女性比率の「ゼロをなくす運動」を展開する目標設定を要請します。
- ウ. 防災の分野において、女性リーダーの登用を促進します。

市内の役職における女性の割合（大和市）



(やまと男女共同参画プラン 第二次実施計画 平成22年度年次報告書 大和市)

個別目標3－(2) ポジティブ・アクションの推進

市民の意見を反映すべき審議会等においては、男女が平等に参画して意思決定されなければなりません。大和市は、審議会等への女性の参画率を50%に近づけるよう目標を掲げて取り組んできましたが、女性の参画率は停滞したままです。そこで、女性委員の参画が進まない審議会等に対して、当該審議会等の内容をよく吟味して、それにふさわしいと思われる委員を柔軟に選出することを働きかけるなど、女性委員の積極的な参画を推進します。

また、就労分野や関係団体においても女性の役職者が少ないことから、市役所がモデルとなり、女性職員の管理監督職への登用の割合を、国の目標に準ずる30%に設定して取り組みます。

加えて、企業団体等に対しても男女共同参画への意識啓発を行い、女性の積極的登用を働きかけます。

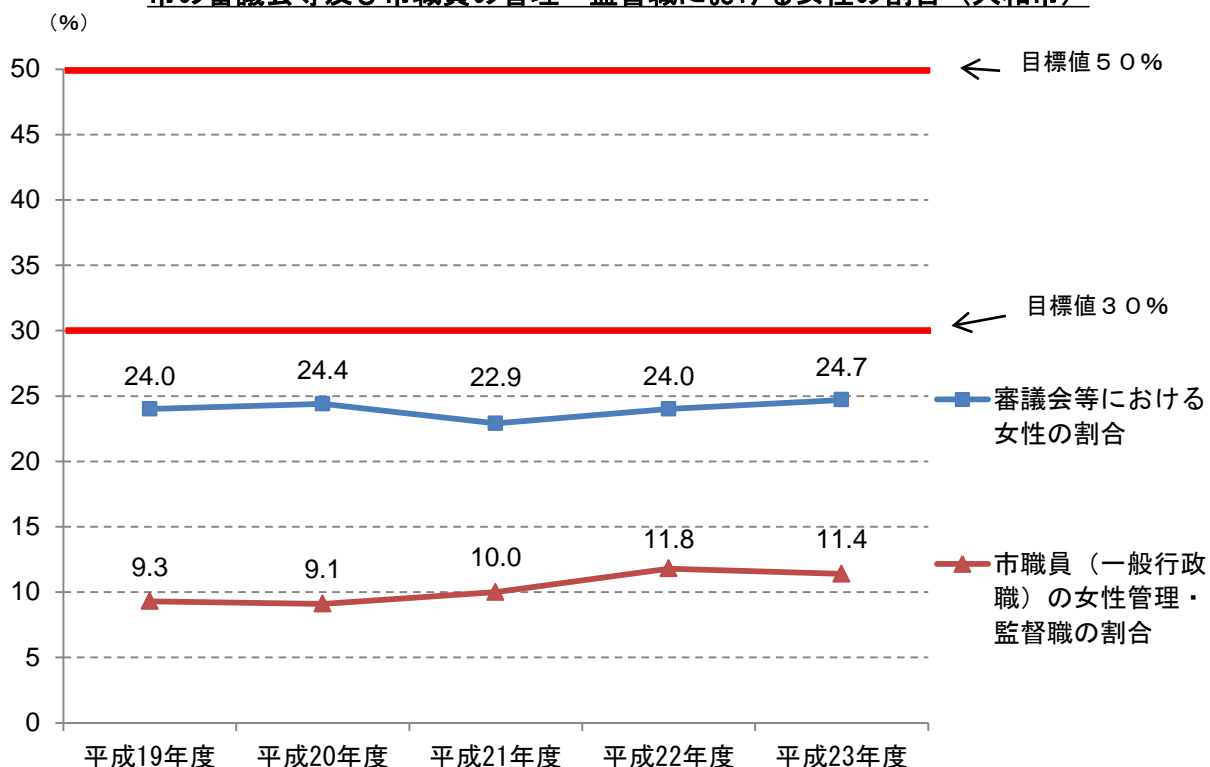
方針3－(2)－① 審議会等における女性登用の拡大

<施策の方向>

ア. 女性がいらない審議会等の解消に努めるとともに、審議会等への女性の参画率を50%に近づけるよう努めます。

イ. 女性の参画率の低い審議会等へのヒアリングを実施し、人材発掘をする際の情報提供等を行います。

市の審議会等及び市職員の管理・監督職における女性の割合（大和市）



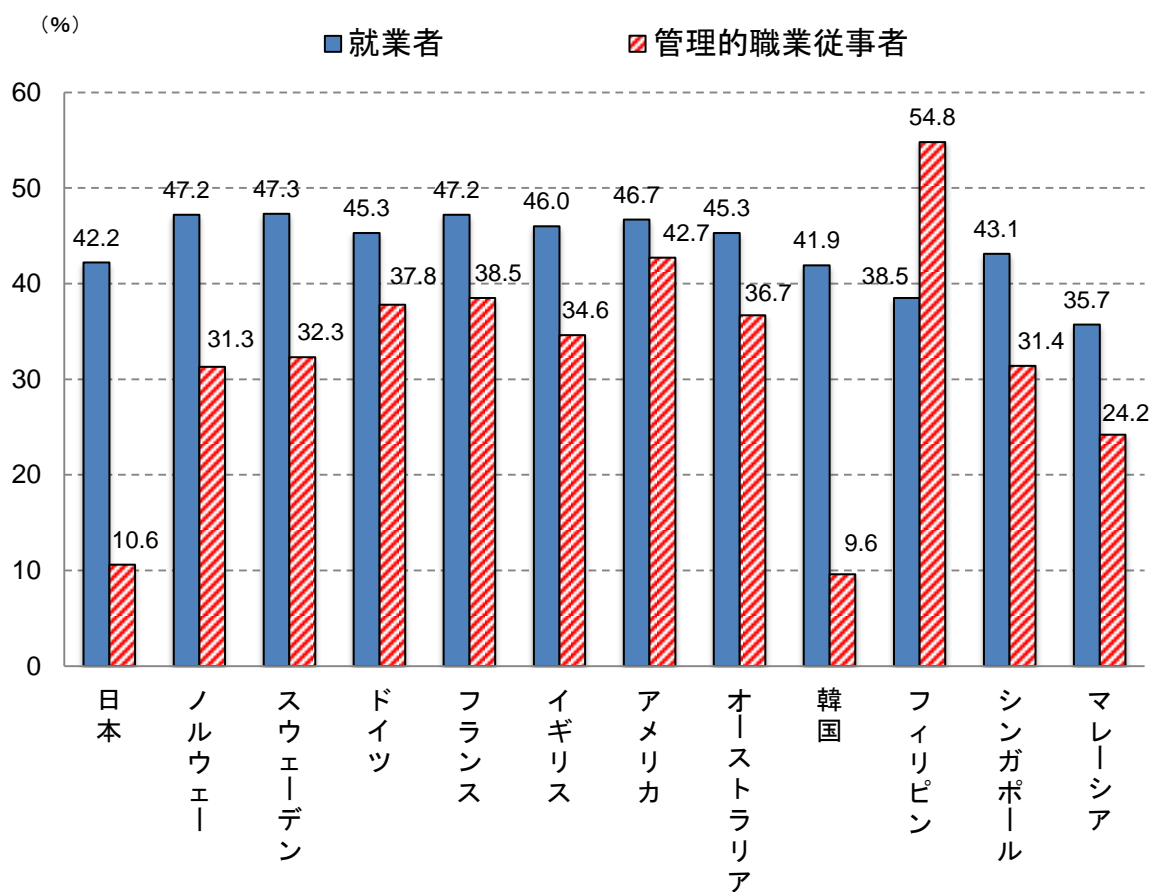
審議会等の女性委員の参画状況 平成23年度 大和市
 やまと男女共同参画プラン 第二次実施計画 平成22年度年次報告書 大和市
 ※平成23年度は速報値

方針3-(2)-② 就労分野における女性登用の拡大

<施策の方向>

- ア. 女性の職域を拡大するため、能力開発や起業等の情報提供と学習機会の充実に努めます。
 - イ. 結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携し求人情報提供、再就職準備講座の開催等を行います。
 - ウ. 女性が企業、団体の役員へ登用され、方針決定過程に参画できるよう、関係機関と連携し意識啓発を推進します。
 - エ. 女性の進出が進んでいない分野において、指導的立場で活躍している、ロールモデルとなる女性の情報を提供し、啓発に努めます。
 - オ. 働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
 - カ. 市役所において、女性職員が働きやすい環境の整備、管理監督職への女性の登用に積極的に取り組みます。
- ※目標：国に準じて、女性職員の管理監督職への登用割合を30%に近づけます。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（世界）



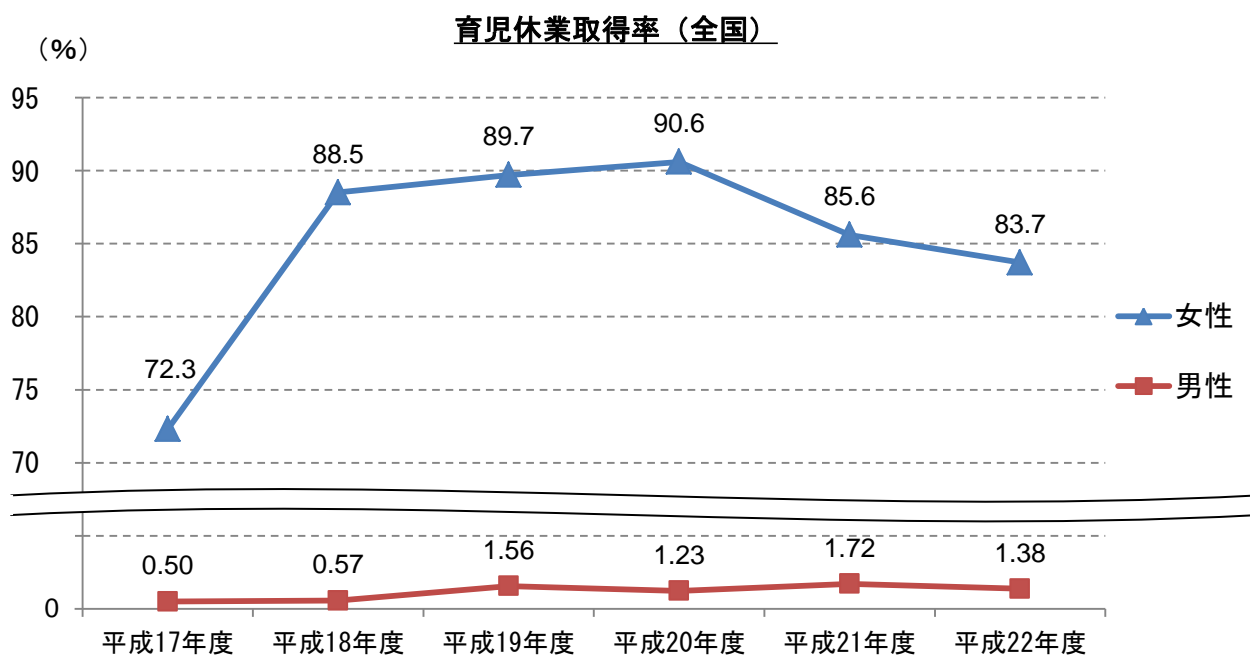
(「2020年30%」の目標の実現に向けて 平成23年 内閣府)

基本目標4 仕事と生活の調和づくり

就業形態が多様化している現代においては、女性の社会参画、男性の家庭生活や地域活動への参加に対する意識も変わってきています。

しかし、一人ひとりが自身の望む生き方を選択するためには、制度の整備や周囲の理解と協力が必要です。

そのためには、社会全体として男女がともに仕事と家庭生活を両立できるような環境を整備することが必要です。仕事と生活の調和づくりは男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであるとの理解を深め、男性の家庭生活や地域活動への参加を積極的に促進します。



平成18年度まで 女性雇用管理基本調査 厚生労働省
平成19年度以降 雇用均等基本調査 厚生労働省

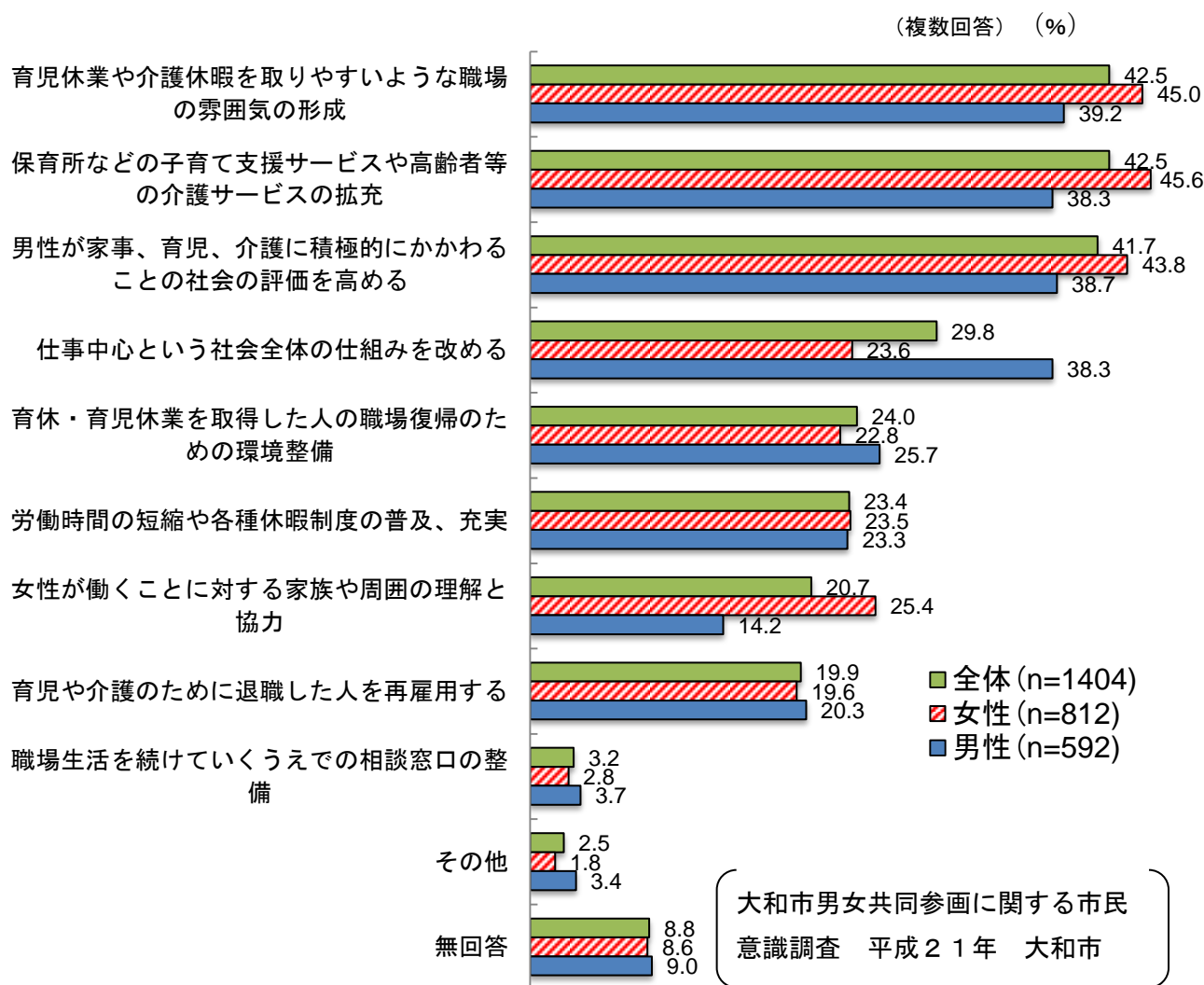
個別目標4－(1) 仕事と家庭を両立するための環境整備

仕事と生活の調和が大切であるとする考え方が広まりつつある一方で、男性は主に仕事、女性は仕事か家庭の一方を優先せざるを得ないことが多い現状も明らかになっています。さらに、共働き世帯であっても、男女で働き方が異なり、男性は長時間労働に従事し、女性が家事の多くを担っている状況にあります。

大和市が平成21年度に実施した「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「仕事と家庭生活の両立のために何が必要か（複数回答可）」という問いに、「育児休業や介護休暇を取りやすいような職場の雰囲気形成」、「保育所などの子育て支援サービスや高齢者等の介護サービスの拡充」、「男性が家事、育児、介護に積極的にかかわることの社会の評価を高める」という3つの回答がいずれも約45%を占めています。

この結果を踏まえ、男女ともに仕事と家庭の両立が実現できるよう、事業主と労働者への働きかけを行うとともに、それをサポートする行政の取組みを推進します。

仕事と家庭生活の両立のために何が必要か（大和市）



方針4-(1)-① 職場における男女共同参画の取組み促進

<施策の方向>

- ア. 職場において、性別にとらわれず個人の意思や能力に応じて人材の配置・職務の分担が行われるよう、雇用する側と働く側の意識啓発に努めます。
- イ. 企業経営者、人事労務担当者、労働者に向けて、ダイバーシティー（注8）の啓発並びに労働者が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組み方法等についての情報と学習機会を提供します。
- ウ.（再掲）働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
- エ. 女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組みを進める市内事業所を認定・表彰します。また認定・表彰事業所の取組みについて情報提供し、他の市内事業所への普及・啓発を図ります。

ダイバーシティーのイメージ図



(注8) ダイバーシティー(diversity)：元々は「多様性」の意。人種、性別、年齢、個性、価値観、健康状態等、あらゆる多様性を積極的に受け入れることで、優秀な人材を幅広く確保し、ビジネスの成長につなげようとする考え方。

方針4-(1)-② 働き続けるための条件整備

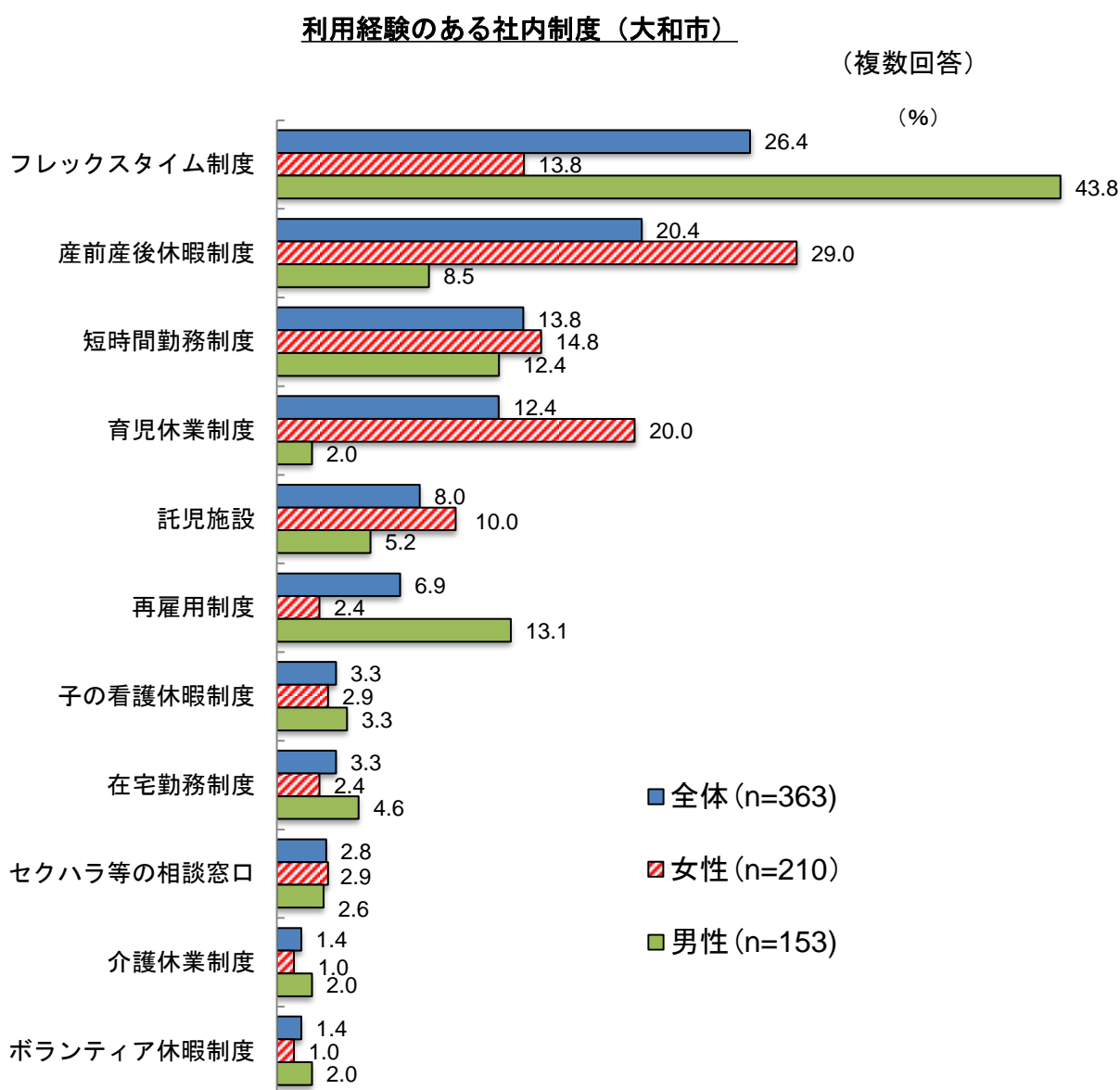
＜施策の方向＞

ア. 働く男女の多様なニーズに対応できるよう保育施設等の充実を促進します。

イ. 安心して働き続けるために放課後児童クラブ事業の充実に努めます。

ウ. 子育ての総合窓口としての役割を担う施設の充実を図るとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会の子育てへの支援を促進します。

エ. ひとり親家庭の日常生活の安定を図るため、経済的支援・サービスを充実させるとともに、精神面でも支援できる相談体制の推進に努めます。



(大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市)

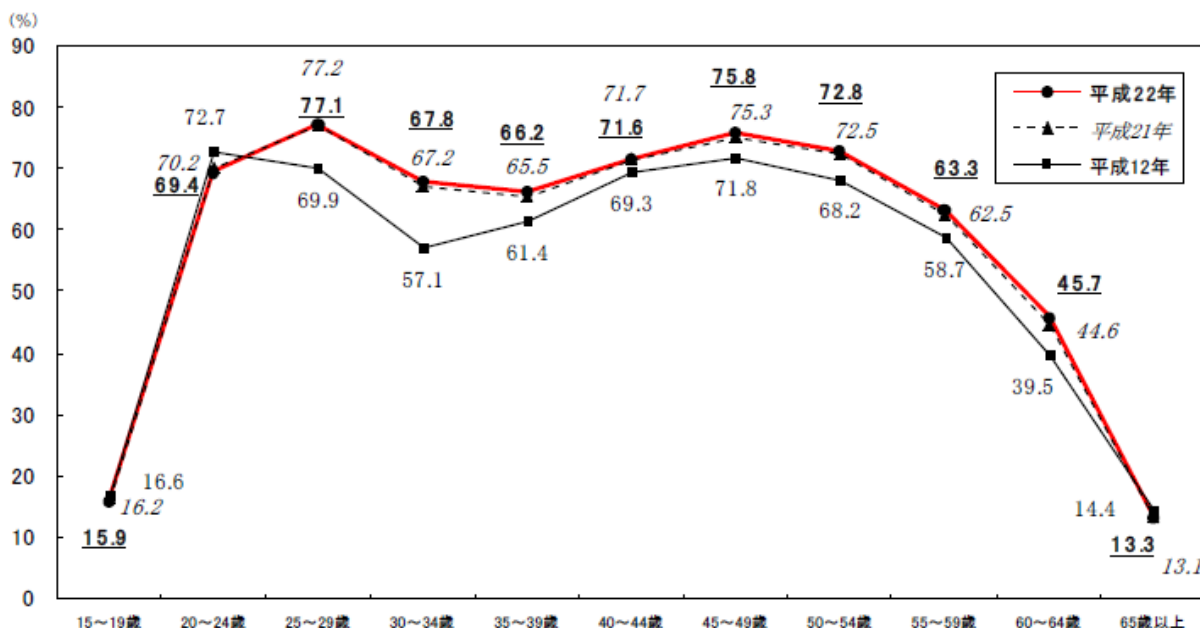
個別目標4－(2) 男女ともに子育てできる環境整備

日本の現在の育児をとりまく環境を見ると、平成23年度の女性の育児休業取得率が83.7%であるのに対して、男性の育児休業取得率は1.38%（注9）と低い数値にとどまっています。一方で、女性の年齢階級別労働力率は、M字カーブ（注10）が顕著です。これは、出産・子育て等のために女性が仕事か家庭かという選択を迫られている状況を示しています。

平成21年度に大和市が実施した「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」においては、「一般的に女性が職業を持つことに対して、どう考えるか」という問いに対して、「子どもができたら職業はやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という回答をした人が最も多く、38.8%となっており、「結婚や出産に関わらず職業を続ける方がよい」の28.3%を10ポイント余り上回りました。このことはM字カーブを裏付けるものといえます。

仕事や地域活動等の幅広い分野で男女がともに能力を発揮するために、働きながら出産や子育て等ができる制度の整備のほか、男性が子育てや介護等、家庭での役割を積極的に担えるような学習機会の提供や互いに支え合えるネットワークづくりの推進に努めます。

女性の年齢階級別労働力（注11）



（労働力調査（平成12、21、22年） 総務省）

（注9） 出典：厚生労働省プレスリリース 平成23年7月15日

（注10） M字カーブ：女性労働者の年齢階級別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した際、30歳代前半が下がり、全体でMの字のような形状を示すこと。

（注11） 出典：厚生労働省プレスリリース 平成23年5月20日

方針4-(2)-① 男性の家庭生活や地域活動等への参加促進

<施策の方向>

ア. 男性に向けた地域活動や家事を行うための情報を発信し、学習や交流の機会を提供します。

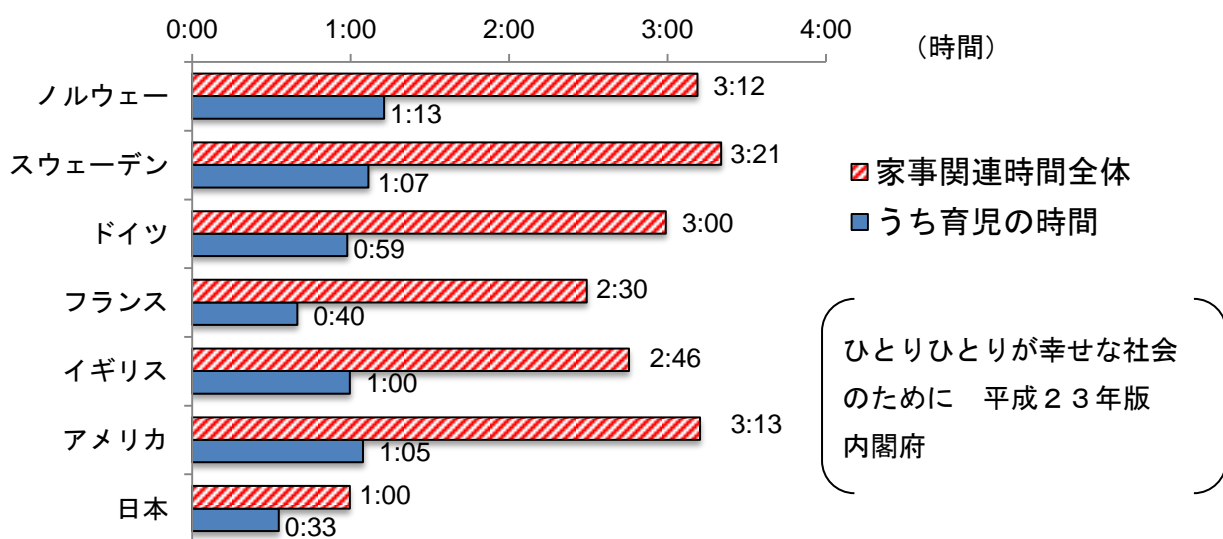
イ. 主に乳幼児を持つ父親を対象に、子育ての楽しさや父親同士のネットワークづくりに関する情報提供に努めます。

ウ. 男女が安心して育児休暇・介護休暇を取得できるよう、職場環境の整備を図るとともに事業主と労働者への啓発に努めます。

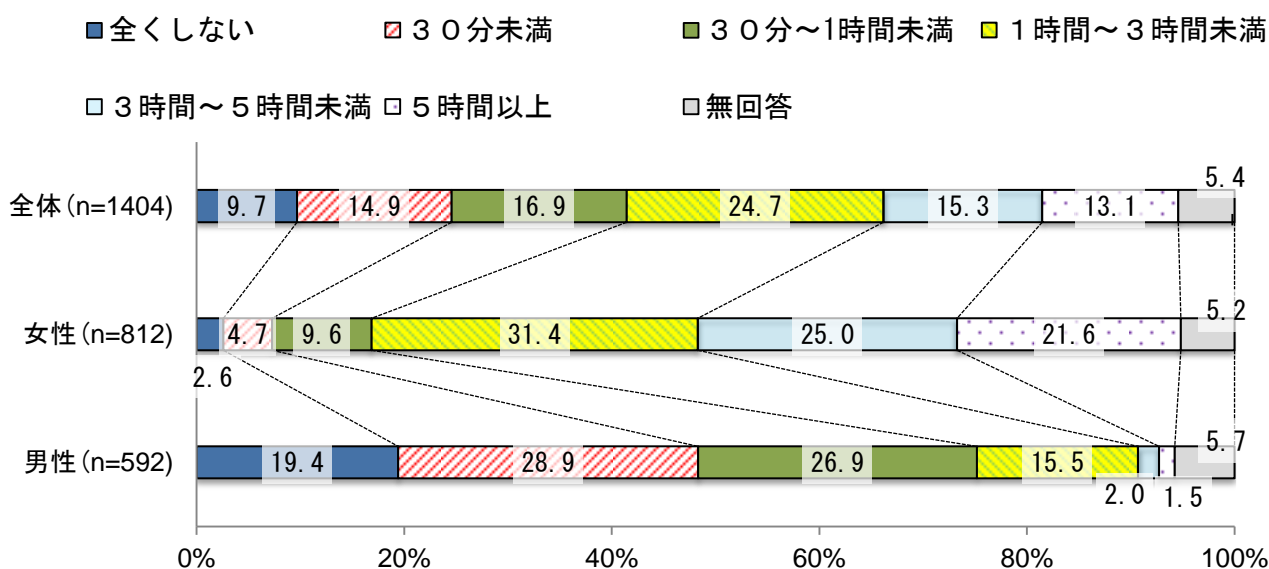
エ. 市役所の男性職員が育児休業を取得しやすい取り組みを進めます。

※目標：国に準じて、男性職員の育児休業取得率を13%に近づけます。

育児期にある夫の1日当たりの家事、育児時間の国際比較
(6歳未満児のいる夫の家事、育児時間、1日当たり)



あなたは、家事、育児、介護にどのくらい関わっていますか（大和市、平日）



(大和市男女共同参画に関する市民意識調査 平成21年 大和市)

基本目標5 全ての人々が安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会における人間関係の希薄化、家族形態や雇用・就業構造の変化などの中で、生活上の困難に陥る人たちが増加しています。

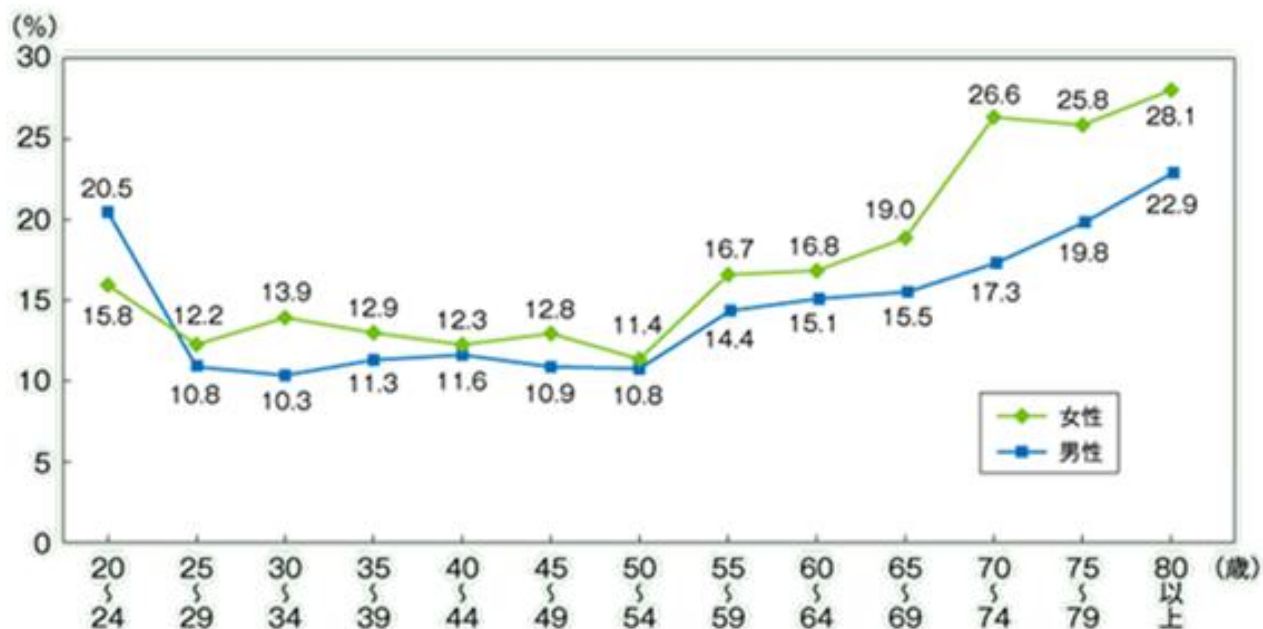
ほとんどの年齢層において、貧困率は男性より女性の方が高く、その差は高齢期になるとさらに拡大する傾向にあります。(注12)

また、大和市には、多くの外国人市民が在住していますが、外国人市民は言語の違い、文化・価値観の違い等により、地域コミュニティでの孤立などの困難に直面する場合があります。

特に外国人女性は、妊娠・出産の可能性もあることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、生活の中で不安や困難を経験することが考えられます。そのため、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

加えて、社会情勢の影響を受けやすい非正規労働者や社会から孤立した引きこもり等、さまざまな生活上の困難に直面している人々への支援等を、市民、NPO、企業等と行政が連携して行い、安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

男女別・年齢階層別相対的貧困率(全国、平成19年)



(男女共同参画白書 平成22年度版 内閣府)

(注12) 出典：男女共同参画白書 平成22年度版

個別目標5－(1) 生活上の困難に直面する男女への支援

平成22年国勢調査抽出速報集計結果によると、わが国の高齢化率（総人口における65歳以上の人口比率）は、23%で、年々上昇しています。大和市の高齢化率は、平成23年10月1日現在約19%と国の水準を下回っていますが、今後は確実に上昇していくものと考えられます。

高齢社会を豊かで活力あるものとするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、尊厳を持って社会を支える自立した個人として高齢者を捉える必要があります。

一方、ニート（注13）、フリーター、高校中退者などの社会参加や就労に課題を抱えている若年層に対しては、セーフティネットの再構築が必要であり、それぞれの生き方に沿った支援を行います。

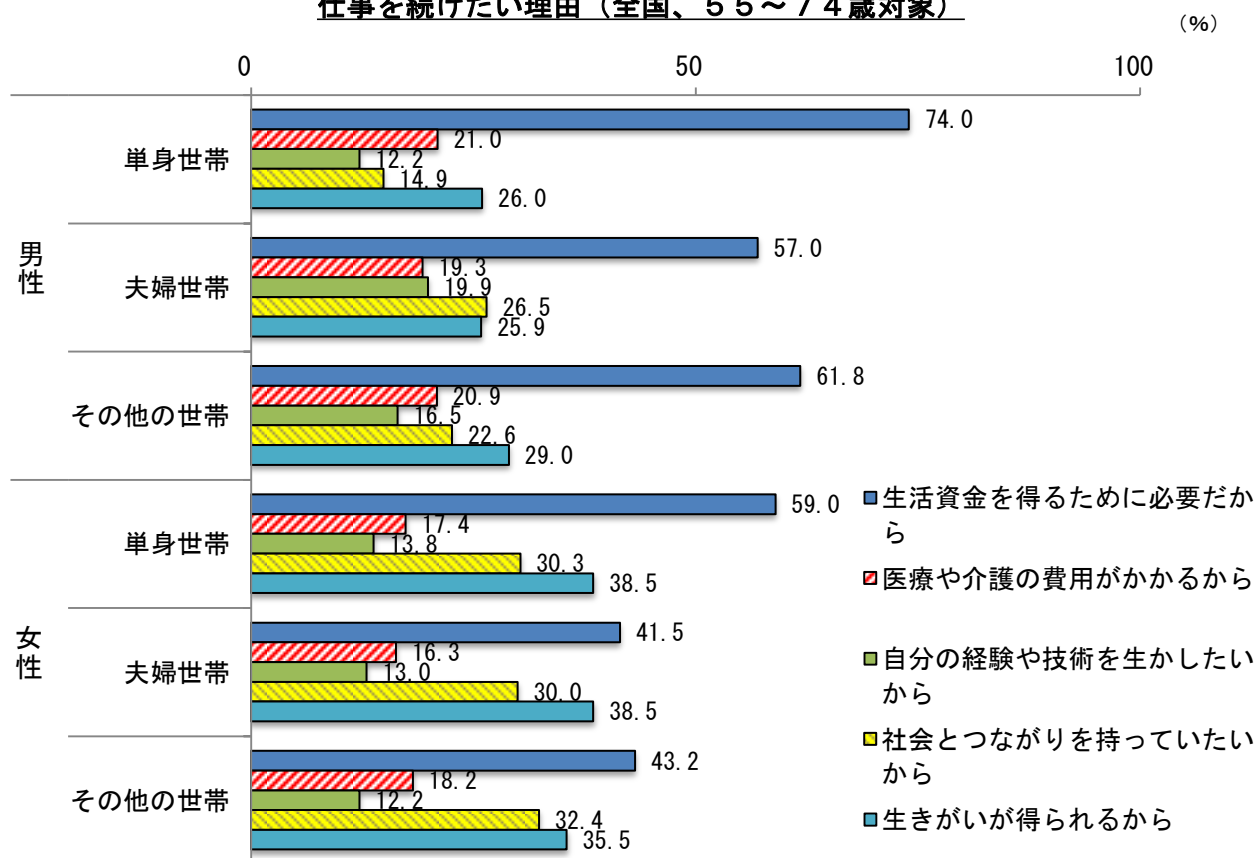
方針5－(1)－① 高齢男女の自立支援

<施策の方向>

ア. 高齢者に対し、個人の経験・能力を生かすことのできる活動環境の整備と就労機会の提供を図ります。

イ. 地域において、市民の相互扶助の意識を啓発するとともに、孤立や引きこもりを解消するための地域社会活動や交流活動の支援を行います。

仕事を続けたい理由（全国、55～74歳対象）



（高齢男女の自立した生活に関する調査結果 平成20年 内閣府）

（注13）ニート（NEET）：厚生労働省の定義では「非労働力人口のうち、15～34歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者」とされている。

方針5－(1)－② 若い世代の自立への支援

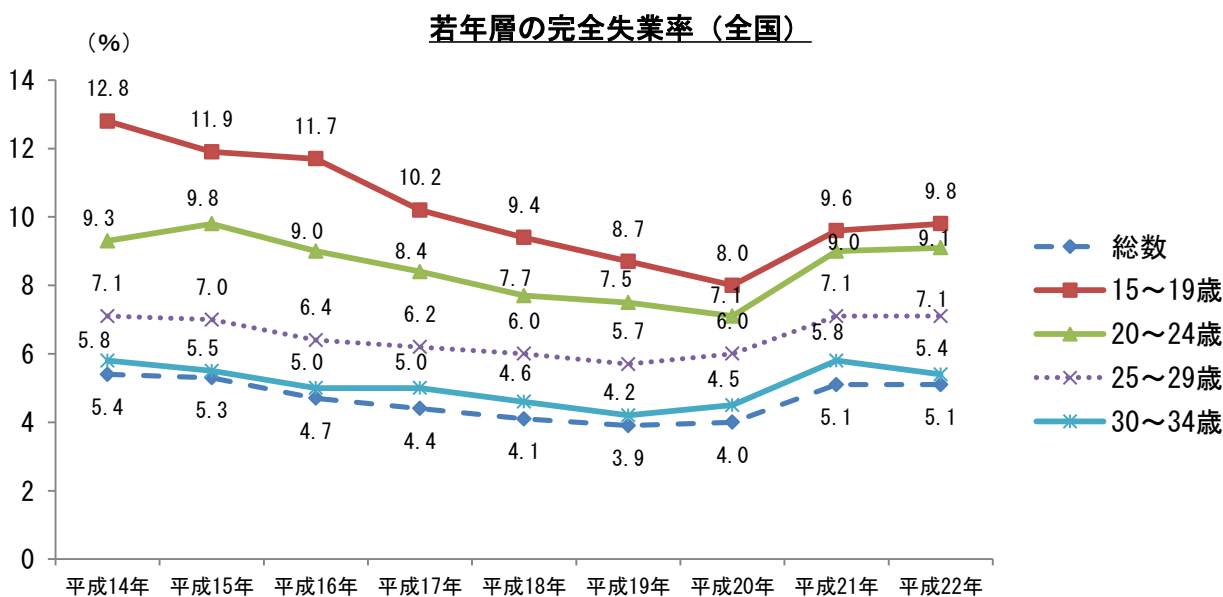
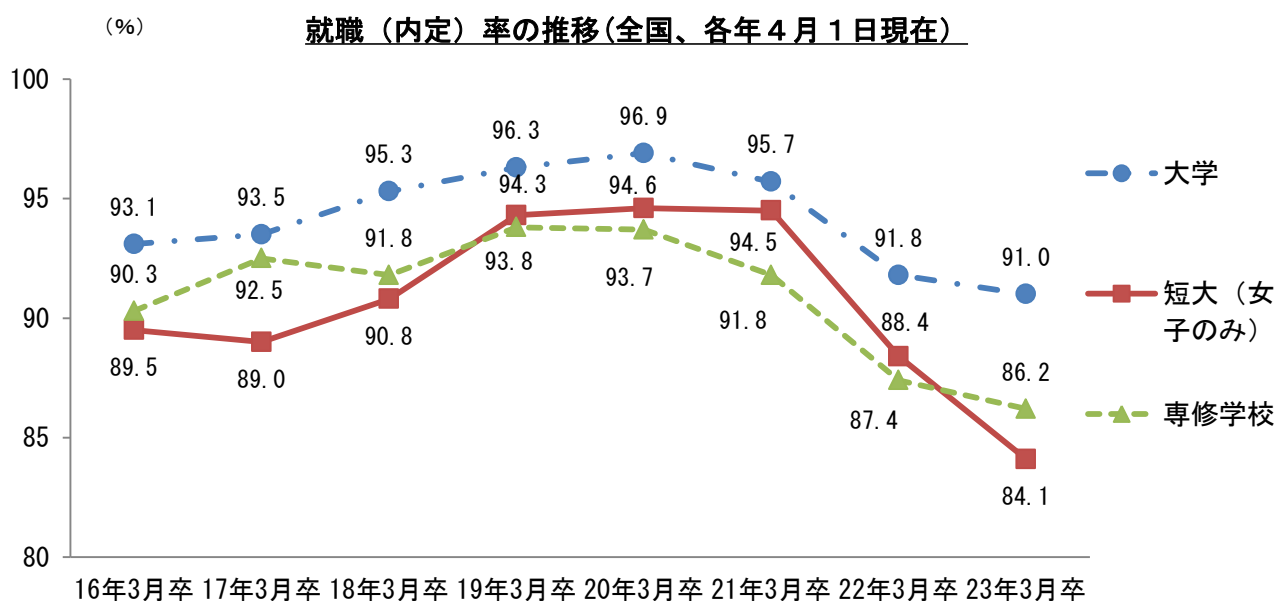
<施策の方向>

ア. 職業選択の幅を広くし、能力開発を図るため、資格や技能の取得についての情報と機会の提供に努めます。

イ. 関係機関と連携して、就業や労働に関する相談機会の充実を図ります。

ウ. (再掲) 地域において、市民の相互扶助の意識を啓発するとともに、孤立や引きこもりを解消するための地域社会活動や交流活動の支援を行います。

エ. 専門機関における相談の充実、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の整備を図ります。



労働力調査長期時系列データ 年齢階級(5歳階級)別完全失業者数及び完全失業率 平成23年 総務省

個別目標5－(2) 多文化共生の推進と環境づくり

大和市には、70の国と地域出身の約6,000人の外国人市民が生活しており、定住化が進んでいます（平成24年3月1日現在）。

特に、昨今、外国人市民からの相談内容は、失業、住宅、DV等、日本人市民の相談と同様に生活全般にわたり、複雑かつ多岐にわたるようになってきています。

外国人市民に対して、どのように行政情報を提供するか、相談に対してどのように対応するか、日本人市民と外国人市民がどう相互理解を進めるのかといった課題があります。

日本人市民と外国人市民が理解し合い、地域でともに生活できる多文化共生社会の構築を目指して、市民、NPO、企業等と行政が連携して、市民が互いに認め合う環境づくりに努めます。

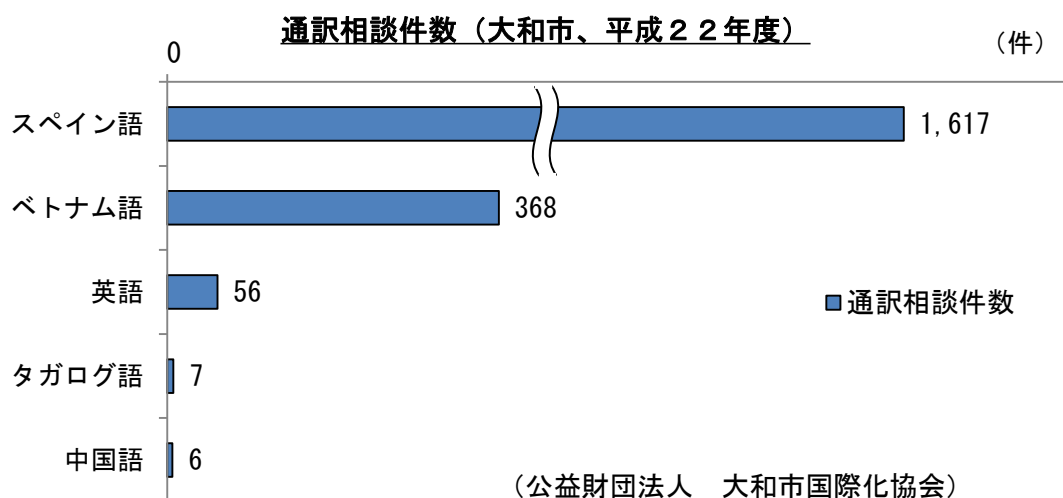
やまと国際交流指針の基本的な考え方

本市に在住する外国人市民の国籍は多様であることから、他自治体に比して多くの課題がある一方、市民の国際理解も深まってきています。

また、外国人市民の定住化も進んでいることから、地域や学校において、市民レベルの国際交流が言葉や文化の違いを乗り越えて盛んに行われてきました。

このような状況を踏まえて、第8次大和市総合計画では、個別目標「互いに認め合う社会をつくる」を掲げており、これを受けて、国際交流分野における施策を推進する上での目指すべき姿や取り組みの方向を定め、この指針のもと、国際交流と多文化共生によるまちづくりを進めるとともに、グローバル社会に対応できる人材の育成に努めます。

（平成23年4月 大和市）



方針5－(2)－① 外国人がともに暮らせるための支援

<施策の方向>

ア. 多文化共生事業への参画を推進します。

イ. 国際交流、国際理解をさらに発展させるために、市民のボランティア活動を支援するとともに、人材育成を行います。

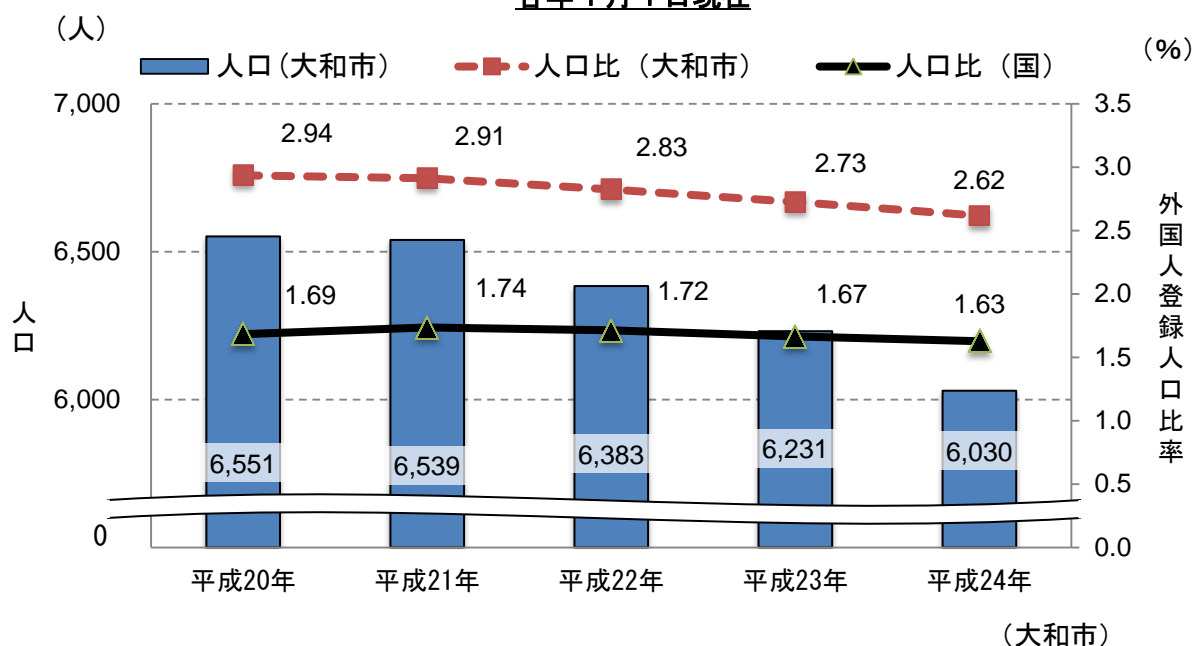
ウ. 世界各地域の女性の人権問題についての理解を深めるための情報収集や情報提供を行います。

エ. 外国の文化を知るための学習の機会を充実します。

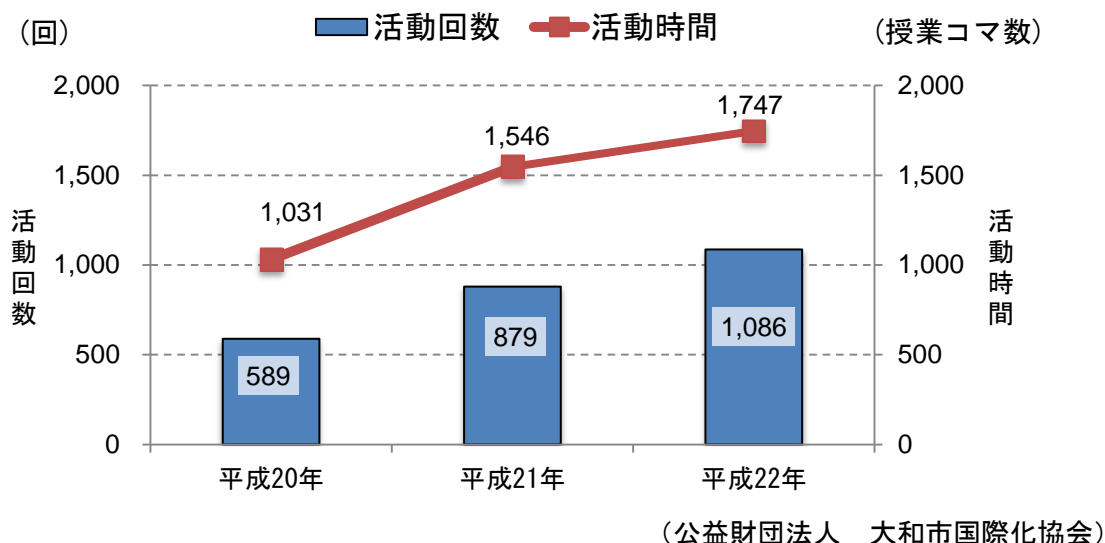
オ. 外国人市民への行政及び生活に関する情報提供の充実を図るとともに、外国人市民の意見を聞く機会を充実させます。

カ. 海外友好都市との交流を促進します。

外国人登録人口と総人口における外国人登録人口比率（全国、大和市）
各年1月1日現在



日本語学習支援ボランティア活動実績（大和市）



(公益財団法人 大和市国際化協会)

個別目標5－(3) さまざまな主体による地域づくり

経済のグローバル化、少子高齢化等のさまざまな社会情勢の変化により、男女共同参画社会を実現するために取り組むべき課題がより複雑になっていることに加えて、東日本大震災からの復興に際して、地域の絆の再生が叫ばれるようになっていきます。

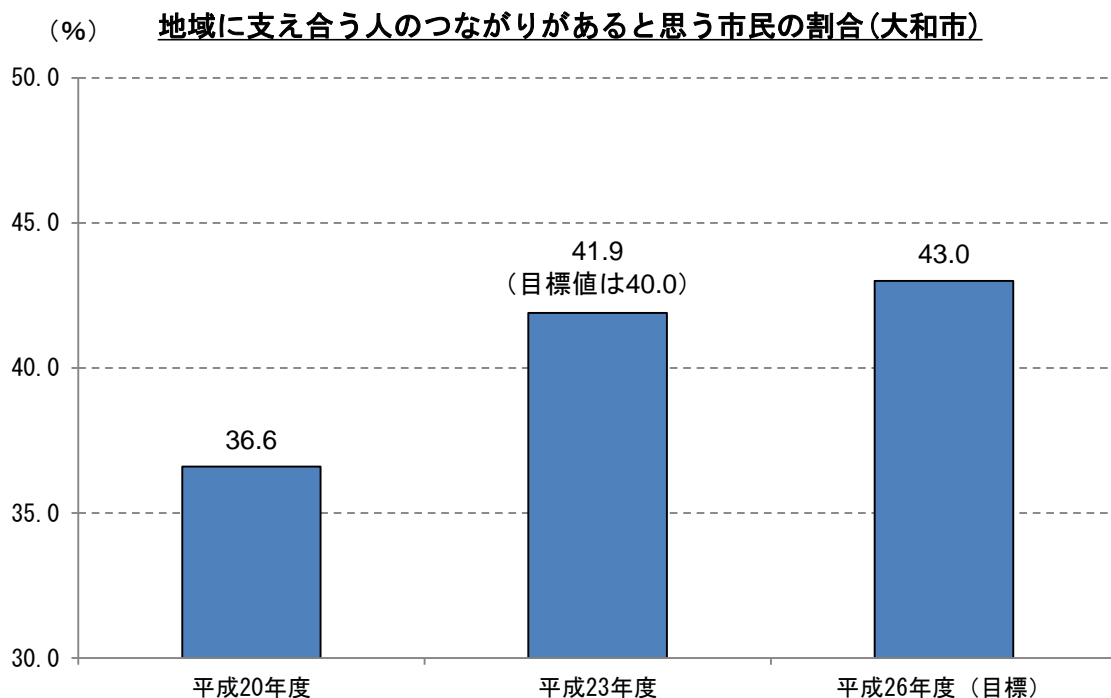
このような課題を解決するために、市民、NPO、企業等と行政が力を出し合い、男女がともに参加できる地域社会づくりを推進する仕組みを整えます。

また、市だけでは十分な取り組みができない施策等については、大和市の状況に対応した施策の実施について、国・県に要望していきます。

方針5－(3)－① 地域ネットワーク構築の支援

＜施策の方向＞

- ア. 男女共同参画を推進する市民の活動を支援する環境を整備します。
- イ. 男女共同参画を推進する活動の情報収集・情報提供を充実させます。
- ウ. 男女共同参画推進本部となる担当部署等のコーディネータ力、情報発信力を高めます。
- エ. 行政と地域活動を行っている団体等とのネットワーク構築や団体相互の連携を促進します。
- オ. (再掲) 子育ての総合窓口としての役割を担う施設の充実を図るとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会の子育てへの支援を促進します。



第8次大和市総合計画 平成21年 大和市
※平成23年度は速報値

方針5－(3)－② 地域社会への参画・参加

＜施策の方向＞

- ア. 働く女性や子育てをする男女が地域活動へ参画しやすい環境を整えます。
- イ. 子どもたちが、地域活動に関心を持てる機会を提供します。
- ウ. 各世代の男女がそれぞれの能力や、得意分野に関する知識などを活かして、さまざまな地域活動に参画できる環境づくりに努めます。
- エ. 地域の行事等の情報を発信し、市民の参加を促します。
- オ. 市民の地域でのボランティア活動やNPO活動等を支援します。

市内の活動団体等

自治会	153 団体	(平成24年3月末現在)
市内認可地縁団体 (法人格を取得した自治会)	10 団体	(平成24年3月末現在)
コミュニティセンター	20 館	(平成24年3月末現在)
大和市民活動センターに登録している 活動団体	202 団体	(平成24年3月末現在)
市内に主たる事務所があるNPO法人	62 団体	(平成24年1月末現在)
協働事業	18 事業	(平成23年度)
市内の消防団	12 個分団 241 名	(平成24年3月末現在)

Ⅲ 推進体制

◎プランの推進について

1 庁内推進体制の充実

- ・ 庁内に設置した男女共同参画行政推進会議等の充実を図り、関係各課と協議・連絡調整を行い、施策を推進します。
- ・ 本プランに基づく関係施策等の総合的な調整を行い、実施計画の推進状況を定期的に点検・評価し、公表します。

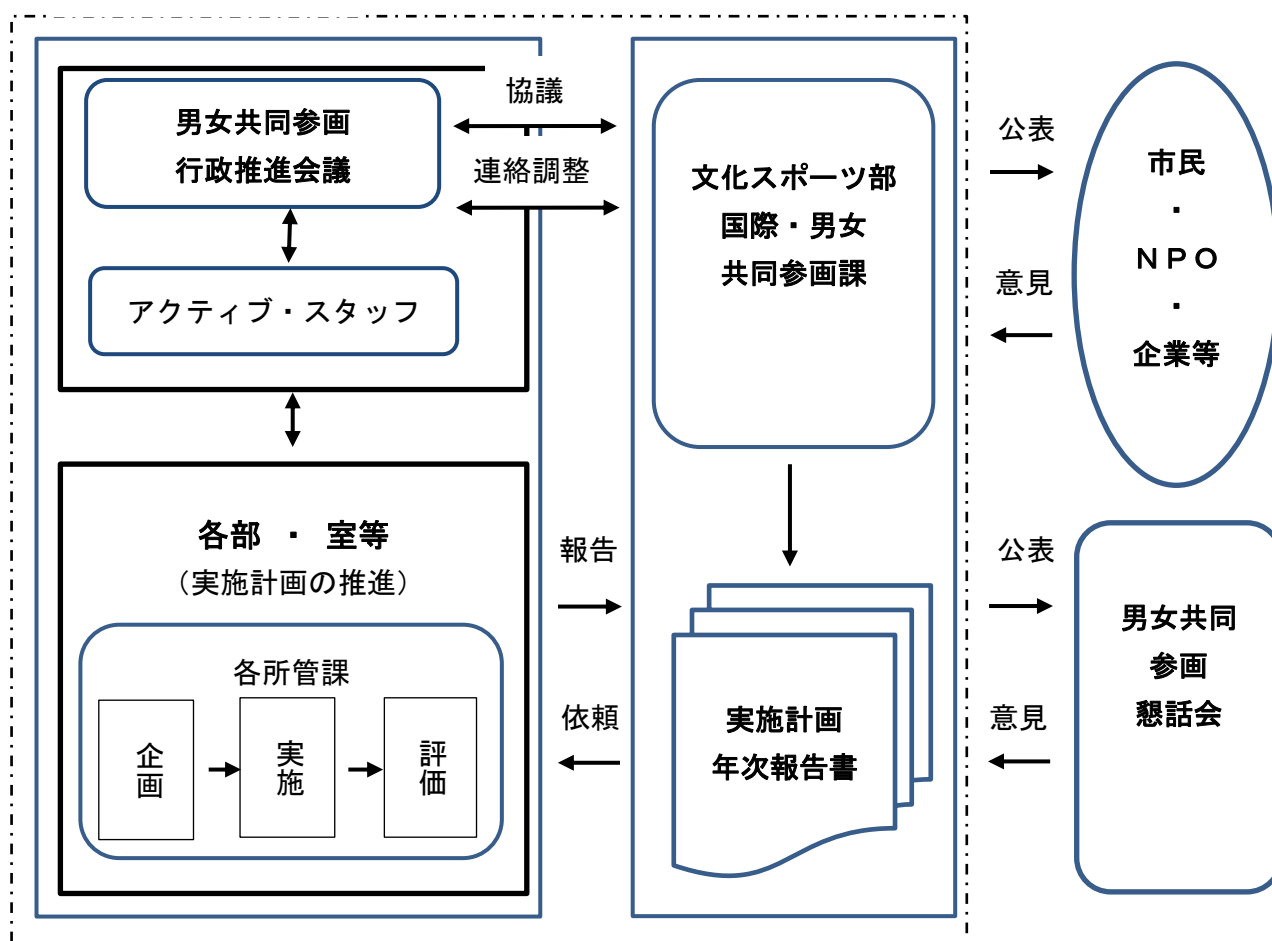
2 男女共同参画懇話会の設置

- ・ 男女共同参画懇話会を設置し、本プランの適切な進行管理を定期的に見守るとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行い、必要に応じて、その意見を今後の施策に反映させます。

3 市民・NPO・企業等や県との連携

- ・ 男女共同参画の取組みは多岐の分野にわたるため、プランの推進には、あらゆる場面における行政と市民・NPO・企業等の積極的な連携が重要です。
各分野における多様な意見を取り入れるための連絡会等を開催し、推進体制の充実を図ります。
- ・ 県との共催による意識啓発事業の実施や、本市だけでは解決できない法律・制度等の改正においては、国・県に要望をしていきます。

《推進体制図》



IV 參考資料

第2次やまと男女共同参画プラン策定委員会の経過

開催年月日	会議内容	
平成23年1月20日	第1回会議	委嘱式 概要説明(新プラン策定に向けて)
平成23年4月27日	第2回会議	やまと男女共同参画プラン体系の見直し
平成23年5月26日	第3回会議	プラン体系素案の検討
平成23年6月23日	第4回会議	プラン体系素案の検討 庁内会議のフィードバック
平成23年7月14日	第5回会議	プラン体系の文言の検討
平成23年9月8日	第6回会議	プラン体系の文言の検討 庁内会議のフィードバック
平成23年9月29日	第7回会議	「施策の方向」文言の検討 プラン体系の検討
平成23年9月29日	第7回会議	「施策の方向」文言の検討 プラン体系の検討
平成23年11月9日	第8回会議	プラン体系の検討 庁内会議のフィードバック
平成24年1月7日	第9回会議	プラン体系の検討 庁内会議のフィードバック
平成24年3月29日	第10回会議	プランのまとめ 冊子作成、パブリックコメント結果について

第2次やまと男女共同参画プラン策定委員（五十音順）

氏名	選出区分
(会長) しば た か よ こ 柴 田 香代子	◇公募市民
(副会長) たか はし じゅん こ 高 橋 淳 子	◇学識経験者 (聖セシリア女子短期大学)
いわ き ひろ こ 岩 木 博 子	◇関係行政機関 (大和市社会福祉協議会)
おお さき たかし 大 崎 隆	◇公募市民
かわ ごえ かず み 川 越 一 美	◇男女共同参画社会の形成の促進を目指して 活動する団体 (アウェア)
さか い まさ み 坂 井 正 美	◇関係行政機関 (神奈川県立かながわ女性センター)
ひき た しゅん いち 引 田 俊 一	◇男女共同参画社会の形成の促進を目指して 活動する団体 (大和青年会議所)
ひら た み ち こ 平 田 美智子	◇公募市民
ひら つか けい いち 平 塚 恵 一	◇公募市民

国際婦人年以後の男女共同参画のあゆみ

年	世界の動き	国・県の動き	市の動き
1975 (昭和 50 年)	6 国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ)「世界行動 計画」採択	9 総理府に「婦人問題企画推進 本部」(本部長、総理大臣)設 置を閣議決定 総理府婦人問題担当室発足	
1976 (昭和 51 年)	12 国連総会、1976 年～85 年の 10 年間「国連婦人の十年」と決定	6 民法、戸籍法改正。離婚後も 婚姻中の姓を選択可能になる	
1977 (昭和 52 年)		5 県 県民部県民総務室に「婦人班」 を設置	
1978 (昭和 53 年)		1 県「婦人問題懇話会」(委員 9 名) 設置	
1979 (昭和 54 年)	12 国連総会「女子に対するあらゆる 形態の差別の徹底に関する 条約」採択	8 県「婦人総合センター基本構想」 策定	
1980 (昭和 55 年)	7 「国連婦人の十年(中間年)世界 会議」デンマークで開催 「女子差別撤廃条約」署名式(日 本も署名)		
1981 (昭和 56 年)		5 総理府「国内行動計画後期重点 目標」発表	
1982 (昭和 57 年)		4 県「かながわ女性プラン」決定 5 県「かながわ女性会議」結成 6 県 県民部に「婦人企画室」、労働 部労政課に「勤労婦人班」を設置 11 県「婦人総合センター」オープン	
1983 (昭和 58 年)	11 国連総会が売春禁止を初決議 全ての国に売春の禁止を要求		
1985 (昭和 60 年)	7 「国連婦人の十年最終年世界会 議」開催(於 ナイロビ)157 ヶ国参加 「西暦 2000 年に向けて女性の地 位向上をめざす将来戦略」採択	1 国籍法・戸籍法改正施行 ・国籍法 出生による国籍取得 か父母両系主義、婚姻に関 わる帰化要件の平等 ・戸籍法 外国人との婚姻により 配偶者の氏を称する場合は 許可から届出等 6 「女子差別撤廃条約」の批准(批准 昭 60. 6. 24、発効昭 60. 7. 25)	7 「大和市新総合計画」策定

Ⅳ 参考資料 国際婦人年以後の男女共同参画のあゆみ

年	世界の動き	国・県の動き	市の動き
1986 (昭和 61 年)		4 「男女雇用機会均等法」施行	
1987 (昭和 62 年)		1 県「新かながわ女性プラン 決定」	10 企画調整課に女性行政 担当を配置
1988 (昭和 63 年)			6 「大和市婦人問題懇話会」 設置 6 「大和市女性行政連絡 会議」設置 7 「婦人問題に関する大和 市民意向調査」を実施
1989 (平成元年)		3 「新学習指導要領」の告示 高校—男女とも「家庭一般」 「生活技術」「生活一般」の 中から一科目を選択必修 中学校—男女とも、技術・家 庭科 11 領域の中か 4 領域は 選択必修	2 '89 やまと女性フォーラム 開催 10 「女性委員参加促進要綱」 制定 11 市職員による「やまと女性 プラン策定委員会」設置、 提言を基にプランを検討
1990 (平成 2 年)	5 「ナイロビ将来戦略の実施に関 する第一回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」国連婦人の地位 委員会で採択	1 これからの家庭と子育てに関す る懇談会報告(厚相私的懇談会) 出生率の低下と、家庭・地域社 会での養育機能が弱体化して いることに対し、社会全体で 取り組むことの必要性を指摘	5 「女性プランの素案」作成 6 「やまと女性プラン策定 協議会」を設置、「やまと 女性プラン(案)」を諮問 11 「やまと女性プラン策定 協議会」から答申
1991 (平成 3 年)		12 国家公務員・裁判官の育児休業 法公布(4.4.1 施行)	3 「やまと女性プラン」策定 12 第 2 次女性問題懇話会設置
1992 (平成 4 年)		7 介護休業制度等に関するガイド ラインの策定 12 初の婦人問題担当大臣(内閣 官房長官)の誕生	
1993 (平成 5 年)	6 国連世界人権会議「女性の人権 擁護を強調したウィーン宣言」 採択 6 国連総会「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択	6 「パートタイム労働法」公布 (5.12.1 施行) 7 「労働基準法を改正する法律」 公布(6.4.1 施行)	3 第 2 次女性問題懇話会より 実態調査の実施について 提言

Ⅳ 参考資料 国際婦人年以後の男女共同参画のあゆみ

年	世界の動き	国・県の動き	市の動き
1994 (平成 6 年)	6 第 2 回アジア・太平洋大臣会議 開催「アジア・太平洋における 女性の地位の向上のための ジャカルタ宣言」採択	6 総理府に「内閣総理大臣官房 男女共同参画室」及び「男女共 同参画審議会」設置	9 第 3 次女性問題懇話会設置
		7 内閣に「男女共同参画推進本 部」設置	
1995 (平成 7 年)	9 第 4 回世界女性会議政府間会議 開催「北京宣言及び行動綱領」 採択	1 県「男女共同参画に関する アンケート調査」実施	10 第 2 次女性問題懇話会の 提言により市民意識調 査を実施
		6 「育児休業等に関する法律の 一部を改正する法律」公布 (10.1 施行、一部 11.4.1 施行)	
1996 (平成 8 年)		12 「男女共同参画 2000 年プラン」 決定	3 第 3 次女性問題懇話会の 提言(女性の審議会等へ の登用・女性行政の重視・ 保育の充実)
		12 県「かながわ女性プラン 21」策定	
1998 (平成 10 年)			9 「男女共同参画社会に関 する大和市民意識調査」
			12 「男女共同参画社会に関す る大和市職員意識調査」
1999 (平成 11 年)		6 「男女共同参画社会基本法」施行	7 男女共同参画懇話会設置
		6 県 女性への暴力総合対策検討 会設置	7 やまと女性プラン策定 委員会設置(市職員)
2000 (平成 12 年)	6 国連特別総会「女性 2000 年 会議」(ニューヨーク)開催 「政治宣言」及び「成果文書」採択	5 県 県警察本部、ストーカー 対策室設置	1 男女共同参画懇話会より やまと女性プランの改定 について提言
		8 「国の審議会等における女性 委員の登用について」(割合目 標 30%) 決定	1 やまと女性プラン策定 協議会設置
		12 「男女共同参画基本計画」閣議 決定	12 やまと男女共同参画プラン 発行
		12 男女共同参画推進本部「男女 共同参画週間について」決定	
2001 (平成 13 年)		1 男女共同参画会議、男女共同 参画局設置	7 男女共同参画懇話会設置
		6 男女共同参画推進本部、「女性 国家公務員の採用・登用等の促 進について」、「女性に対する暴 力をなくす運動について」決定	12 やまと男女共同参画プラン 「第一次実施計画」 (13~17) 策定
		6 第 1 回男女共同参画週間	

Ⅳ 参考資料 国際婦人年以後の男女共同参画のあゆみ

年	世界の動き	国・県の動き	市の動き
2002 (平成 14 年)		7 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
		10 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(14. 全面施行)	
		11 「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等)	
		4 県 配偶者暴力相談支援センター設置	7 市民活動課「男女共同参画推進担当」に改正 7 男女共同参画行政推進会議設置
2003 (平成 15 年)	7 女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・第 5 回報告審議	6 県「かながわ男女共同参画推進プラン」策定	7 男女共同参画懇話会設置
		7 「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 (平成 16 年)		12 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定	10 「男女共同参画に関する市民意識調査」を市内短期大学と合同で実施
		12 「育児・介護休業法」改正(17. 4 施行)	
2005 (平成 17 年)	2 第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)開催。「北京宣言」、「女性 2000 年会議成果文書」採択	4 県 かながわ女性センターに「かながわ女性キャリア支援センター」設置	3 男女共同参画に関する市民意識調査実施のまとめ発行
		12 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定	6 男女共同参画懇話会設置
		12 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成 18 年)	6 第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)	3 県 かながわ DV 被害者支援プラン策定	3 やまと男女共同参画プラン「第二次実施計画」(18~22) 策定
		4 男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」(目標 33. 3%) 決定	3 大和市人権指針策定
		6 男女雇用機会均等法改正(間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止等)(19. 4 施行)	

Ⅳ 参考資料 国際婦人年以後の男女共同参画のあゆみ

年	世界の動き	国・県の動き	市の動き
2007 (平成 19 年)	2 第 51 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)。女子に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃等。 12 第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー)	12 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	4 「男女共同参画をすすめる会」と協働で事業を開始 12 男女共同参画懇話会設置
		1 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	
		5 「パートタイム労働法」改正(20.4 施行)	
2008 (平成 20 年)	4 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(20.1 施行)	
		12 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
		1 仕事と生活の調和推進室設置 3 県「かながわ男女共同参画推進プラン(第 2 次)」策定 4 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	
2009 (平成 21 年)	3 第 53 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)HIV、AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担等	2 DV 相談ナビ開設	2 「健康都市 やまと」宣言
		3 県「かながわ DV 被害者支援プラン」改定	4 庁内組織改編により国際・男女共同参画課発足
		6 「育児・介護休業法」改正(22.12 施行)	5 「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」 7 「第 8 次大和市総合計画」策定
2010 (平成 22 年)	3 国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)「北京宣言及び行動要領」、「女性 2000 年会議成果文書」採択	6 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	3 「男女共同参画をすすめる会」との協働事業終了
		12 「第 3 次 男女共同参画基本計画」閣議決定	4 大和市男女共同参画に関する市民意識調査のまとめ発行
2011 (平成 23 年)	1 UN Women 正式発足		1 第 2 次やまと男女共同参画プラン策定委員会発足 1 やまと男女共同参画プランの期間を 1 年間延長することを決定

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の

施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の

長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者か

IV 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

らの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案し

て、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力

に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を

配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官

に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出が

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

あり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に

対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを

余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

する。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関し

て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条

の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判

所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる

業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

Ⅳ 参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護に関する法律（次項において「旧法」という。）

第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

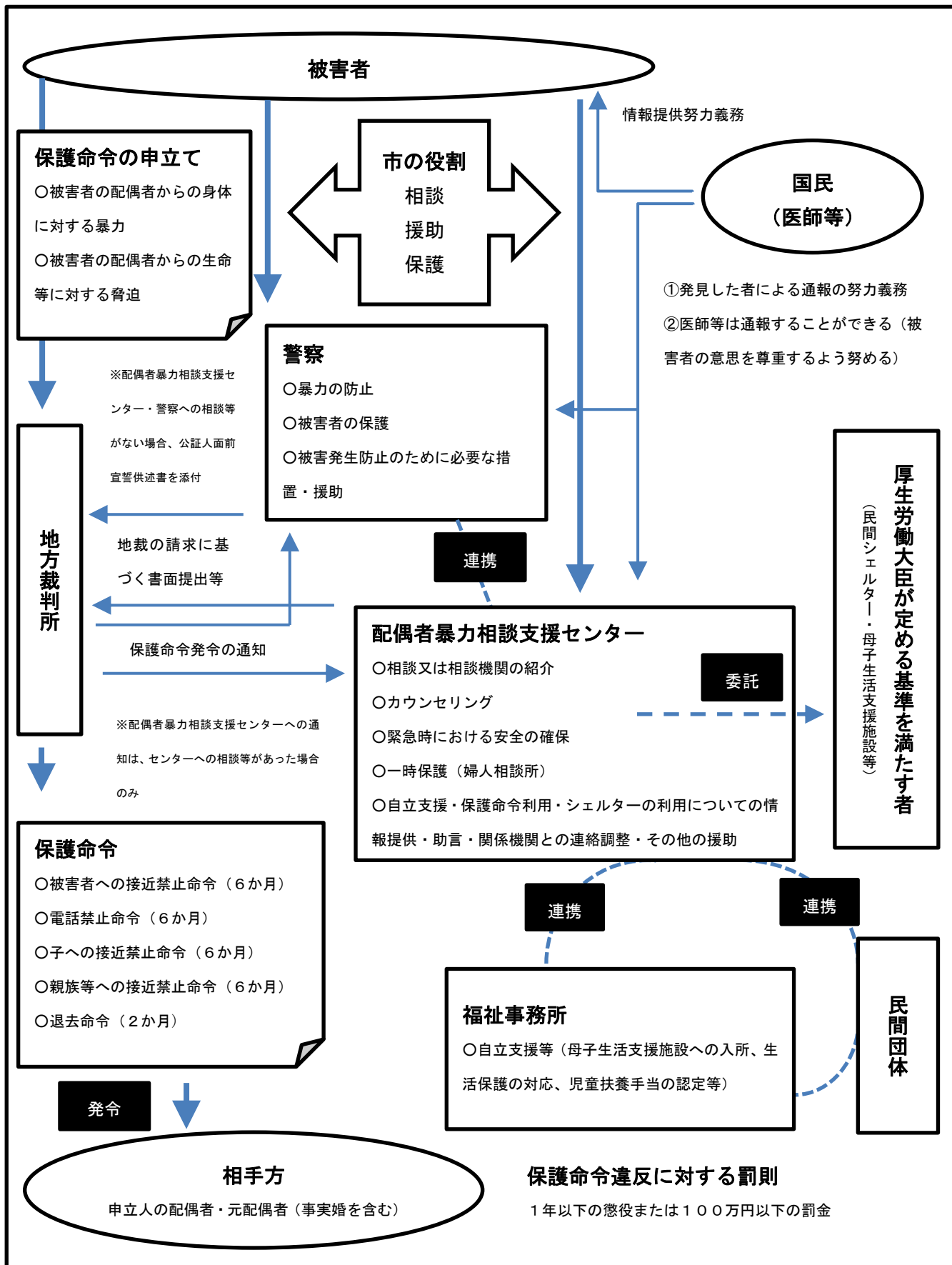
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の概要（チャート）



（参考 「STOP THE 暴力」 内閣府）

【公共の相談機関】

DVやデートDVで悩んでいる人は、下記の連絡先に相談することをおすすめします。

※名称、受付曜日・時間、電話番号はいずれも平成24年3月時点のものです。

◎県配偶者暴力相談支援センター

名称	受付曜日・時間	電話番号
かながわ県民センター窓口 (DV相談)	(電話相談)月～金曜 9:00～21:00	045-313-0745 045-313-0807
	(面接相談)月～金曜 9:00～17:00	
	(祝日の金曜、年末年始、休館日は除く)	
かながわ女性センター窓口 (女性への暴力相談)	火～日曜 9:00～12:00	0466-27-9799
	13:00～17:00	
	(休館日:月曜日・祝日) 木曜は12:00まで	
男性被害者相談 (面接相談は要予約)	(電話相談)月～金曜 9:00～21:00	045-313-0745
	(祝日の金曜は除く)	
	(面接相談)第2・第4日曜 13:00～16:30	

◎警察本部の相談窓口

名称	受付曜日・時間	電話番号
性犯罪被害110番	月～金 8:30～17:15	045-681-0110
女性・子どものための相談 (ストーカー、DV等)	(電話相談のみ。祝・休日、年末年始は除く)	045-651-4473
ユーステレフォンコーナー (少年のための相談)	月～金 8:30～17:15 (祝・休日、年末年始は除く)	045-641-0045 0120-457-867
総合相談室	毎日 24時間(電話相談)	045-664-9110
	月～金 8:30～17:15(面接相談) (祝・休日、年末年始は除く)	又は#9110

◎横浜法務局の相談窓口

名称	受付曜日・時間	電話番号
子どもの人権110番	月～金 8:30～17:15	0120-007-110
女性の人権ホットライン	月～金 8:30～17:15	0570-070-810

◎大和市役所の相談窓口

名称	受付曜日・時間	電話番号
一般相談 (女性相談員の「女性」相談)	月～金 10:00～12:00	046-260-5104 (市民相談課)
	13:00～17:00	
専門相談 (婦人相談員の「DV」相談)	月・水・木・金 10:00～17:00	046-260-5638 (生活援護課)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（憲章及び行動指針の策定：

平成19年12月18日

仕事と生活の調和推進官民トップ会議）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立するこ

とができない、

- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、

- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つ

ことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働

き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきで

ある。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりで

ある。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

その他の主な男女共同参画に関する条約・法律等

- ◆雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和47年7月1日法律第113号 施行：昭和61年4月1日、
最終改正：平成20年5月2日)
- ◆労働基準法
(昭和22年4月7日法律第49号 施行：昭和22年9月1日、
最終改正：平成20年12月12日)
- ◆ストーカー行為等の規制等に関する法律
(平成12年法律第81号 施行：平成12年11月24日)
- ◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成3年5月15日法律第76号 施行：平成17年4月1日、
最終改正：平成23年6月24日)
- ◆性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
(平成15年7月16日法律第111号 施行：平成16年7月16日、
最終改正：平成23年5月25日)
- ◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
(昭和54年 国連総会採択 昭和60年 日本批准、発効)
- ◆第3次男女共同参画基本計画（内閣府）
(平成22年12月17日閣議決定)
- ◆かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）
(平成20年3月策定)
- ◆神奈川県男女共同参画推進条例
(施行：平成14年4月1日)

第2次やまと男女共同参画プラン

平成24年3月

編集・発行 大和市 文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

電話 046(260)5164

FAX 046(263)2080

電子メール bu_kokus@city.yamato.lg.jp